

## 第五回 震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議

6月22日（水）午後4時～6時 於：日本青年会議所 JC会館

【主催】東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）<http://www.jpn-civil.net/>

### 【目的】

東日本大震災の被災者を支援するボランティア活動等を進めていくうえで、知つておいた方が望ましい各省庁などの支援策について、被災者支援を行っているボランティア団体・NPO等などが説明を受けます。

また、それぞれの団体が、ボランティア活動等を通じて必要と思われる支援策に関する情報を関係省庁にも提供することで、今後長期に及ぶ被災者の支援を、より被災者の方にとって望ましい内容になるよう連携できる「場づくり」を目的とします。

### 【プログラム（予定）】

司会：水谷衣里／進行：松原明（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表）

#### 16時開会

主催者挨拶・政府側御挨拶

- 1. 次回以降の連絡会議について・JCN現地会議 in 岩手の報告（15分）

#### 16時15分～

- 2. テーマについての報告・意見交換（45分×2=90分目安）

A：雇用（NPOと関係のある雇用施策を中心に）

※政府側の報告：厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 田村室長補佐、手計室長補佐

雇用政策課 加藤係長／質疑応答・意見交換

B：生活支援（仮設住宅への支援を中心に）

※NPO側の報告：中越復興市民会議代表 稲垣さん・さわやか福祉財団事務局長 清水さん

政府側の報告：厚生労働省老健局振興課 井上課長補佐／質疑応答・意見交換

#### 17時45分～

- 3. テーマ外の要望・提案の紹介（15分）

#### 18時閉会

※18時の終了後、18時45分程度までを目途に、参加者間で、今後の連絡会議について、自由な意見交換会（自由参加形式・無料）を実施します。

協力：日本ファシリテーション協会（FAJ）

※終了後は、会場の原状復帰・撤収作業にご協力をお願いいたします。

【主催者からのお願い】

- ・お席は譲り合って、お座りください。会議中は携帯電話はマナーモードへ設定してください。
- ・本日は、各メディアの取材や USTREAM・ツイッター中継がございます。あらかじめ、ご了承ください。
- ・意見交換では要望書・提案書をお送りいただいた方・お配りいただいた方の発言を優先いたします。時間に限りがありますので、端的にお一人2分以内でご発言願います。
- ・ここ数回、会議終了時間を毎回延長してしまいご迷惑をおかけしております。本日は18時に終了するよう、ご協力をお願いします。

※要望書や提案書は、後日 JCN のホームページで公開する予定です。

・繰り返しのお願いですが、要望・提案は下記要領で、文書にまとめるようお願いいたします。

- ・各省庁に対する要望や提案等がある方は、「1：要望・提案・確認事項（箇条書き）、2：その理由、3：所属・氏名・連絡先（電話・メール）」をA4で1枚程度で文書にまとめ、当日までに、JCN制度チーム（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会）：[npoweb@abelia.ocn.ne.jp](mailto:npoweb@abelia.ocn.ne.jp)までデータをお送りください。

フォームもご用意しています⇒[http://www.jpn-civil.net/docfiles/jcn\\_renrankaigi\\_form.doc](http://www.jpn-civil.net/docfiles/jcn_renrankaigi_form.doc)

- ・その他、円滑な進行にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

【政府からの参加予定者】（順不同、敬称略）

辻元清美首相補佐官（災害ボランティア担当）

末松義規内閣府副大臣

内閣官房震災ボランティア連携室：藤井内閣参事官、他

内閣府大臣官房市民活動促進課：北池課長

内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）：渡部参事官補佐（社会基盤担当）

国土交通省 総合政策局政策課：松家課長補佐

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課：西尾課長補佐、中島地域福祉専門官

気象庁 総務部企画課：森企画調整官

（オブザーバー）

内閣府 被災者生活支援チーム：志賀主査

経済産業省 地域経済産業グループ 立地環境整備課 伊臣課長補佐

関係省庁の方で、記載漏れや誤記があるかも知れませんが、ご容赦いただきますようお願いします。

# 東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）

Japan Civil Network for Disaster Relief in East Japan

## 《組織概要》

東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO／NGO等、民間団体のネットワークです。

阪神・淡路大震災以来、被災者支援において民間団体も大きな力を発揮してきました。しかし、今回の震災では、その被害があまりにも甚大かつ広域であるため、個々の民間団体がそれぞれに活動していても、支援が届かない地域が出てしまうなど、私たちの支援が効果的に発揮されない可能性があります。

そこで、私たちは、災害支援に関するNPO／NGOをはじめとする民間団体で連携し、被災者の未来のために活動していきたいと考えています。

## 《活動内容》 活動内容は主に以下の9つがあり、それぞれにチームを形成して取り組んでいます。

- 資金チーム：寄附の効果的活用のための連携
- 地域ネットワークチーム：被災者支援の活動を行う各地のネットワークとの情報交換との連携など
- 制度チーム：制度要望など、政府との連携、規制緩和や災害政府への要望
- ガイドライン・チーム：支援する人のガイドライン作成
- 情報チーム：情報の集約と提供
- ユースチーム：より学生・若者が活動しやすくなるための環境整備
- 国際チーム：国際協力NGO、海外のNGO等との連携
- 広報チーム：各種メディア対応
- ジェンダー／多様性チーム

## 《代表世話人》

- 東京災害ボランティアネットワーク／「広がれボランティアの輪」連絡会議 山崎美貴子
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター 田尻佳史
- 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 栗田暢之

## 《世話団体》（※は常任世話団体）

- 特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター ※
- 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
- 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） ※
- 公益財団法人 公益法人協会
- 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 ※
- 特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会
- 認定特定非営利活動 市民活動センター神戸
- 認定特定非営利活動 ジャパン・プラットフォーム（JPF）
- 特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい
- 公益財団法人 助成財団センター
- 社会福祉法人 中央共同募金会 ※

- 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会
- 東京災害ボランティアネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本N P Oセンター ※
- 一般社団法人 日本サードセクター経営者協会
- 財団法人 日本財団 ※
- 日本生活協同組合連合会 ※
- 公益社団法人 日本青年会議所 ※
- 日本赤十字社 ※
- 財団法人 日本Y M C A同盟 ※
- 被災地N G O協働センター
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議 ※
- 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード ※

(2011年3月20日更新)

《参加団体・協力団体》 6月19日現在 560団体

#### 《活動経過》

3/16：東日本大震災支援全国ネットワーク結成

3/22：東日本大震災支援全国ネットワーク ホームページ（<http://www.jpn-civil.net/>）開設

3/29：「東日本大震災・災害ボランティア・活動ガイドライン Ver.1.0」掲載

3/30：東日本大震災支援全国ネットワーク設立総会開催、正式発足

4/7：「震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議（第一回）」開催

4/19：「震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議（第二回）」開催、支援状況マップ公開

4/27：「ボランティアバス・コーディネート団体一覧」掲載

4/28「ボランティアバスを運行するときのポイント Ver.1.0」掲載

5/12：「震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議（第三回）」開催

5/25：「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）現地会議 in 宮城」開催

6/1：「震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議（第四回）」開催

6/3：「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）現地会議 in 岩手」開催

#### 《東日本大震災支援全国ネットワーク ご参加・ご協力のお願い》

私たちは、今回、別紙の「メッセージ」を趣旨とし、「東日本大震災における被災者支援のために活動する全国のボランティア及びボランティア団体・N P O・N G O等の民間非営利組織を支援することを目的」として、「東日本大震災支援全国ネットワーク」を立ち上げたものです。ぜひとも、趣旨をご理解の上、多くの団体の皆さまのご参加・ご協力をお願ひいたします。

【JCNへの参加申込はJCNホームページ（<http://www.jpn-civil.net/>）のウェブフォームよりご登録ください】⇒ [http://www.jpn-civil.net/about\\_us/post.html](http://www.jpn-civil.net/about_us/post.html)

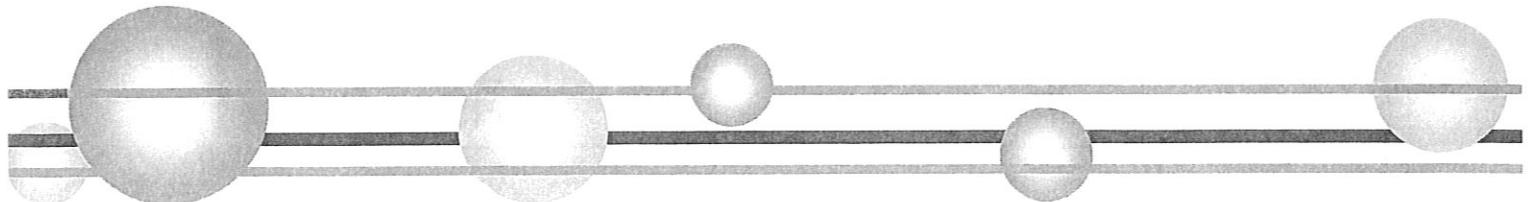
#### 《事務局》東日本大震災支援全国ネットワーク事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5F （<http://www.jpn-civil.net/>）

震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議  
～当面の運営方法について～

---

2011.6.22 東日本大震災支援全国ネットワーク 制度チーム



# 各省庁との連絡会について

今まで

## ✓「NPO側の動き、政府の動きを互いが知る場」としての機能

震災発生直後から緊急支援を行つてきたNPOの情報を、関係省庁に伝えることと、複数の省庁・自治体によって多様に展開された支援策を、NPO側が知る場として機能。

## ✓「各団体からの提案を受けける場」としての機能

被災地が広域にわたる中、活動の現場で得られた被災地の個別の状況を省庁側に伝え、改善を求める場として機能。

これから

上記に追加して…

## ✓「NPO・ボランティア間のネットワーク形成促進の場」づくり

3ヶ月で支援先や得意分野・地域がある程度明確に。支援が息切れしないためにも、より良い提案を行う上でも類似の活動を行う組織が出会い、連携するきっかけづくりを積極的に行っていくべきではないか。

## ✓「復興を見据えて「長期的な視点で提案を行える場」づくり

緊急支援から本格的な復興がテーマとなる中で、「より長期的な視点」で提案を行える場が求められているのではないか。

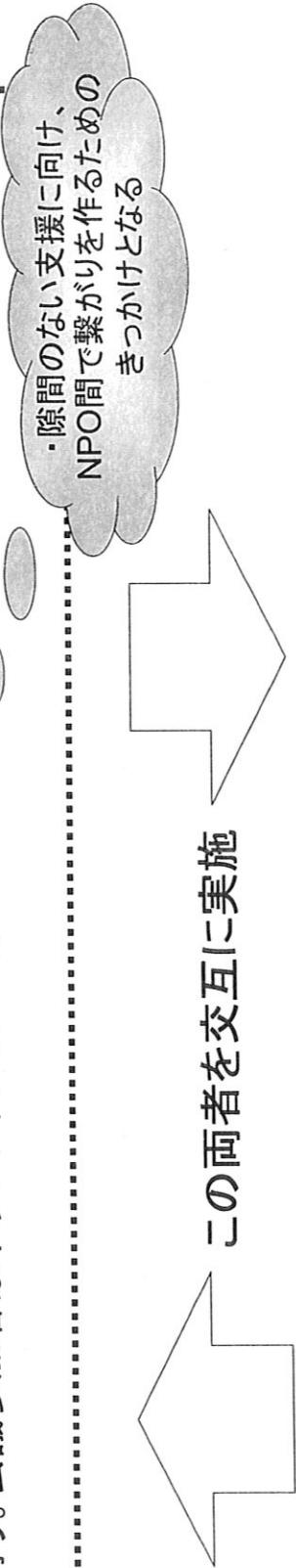
制度チームが目指すのはあくまでも「場づくり」「対話の場」「提案の場」、「提案を促進する場」を、引き続き参加者と共に作っていきたい

# 当面の運営方針

## ボランティア・NPO等による復興支援者ネットワーク会議

A:

- ・復興支援に関わる者同士が顔を合わせ、連携や活動情報の共有を深める場として位置づけ
- ・会議の場でテーマや活動地域等のトピックス毎に小グループを形成し、グループごとに意見交換
- ・共有を行う。会議参加者はボランティア・NPO等

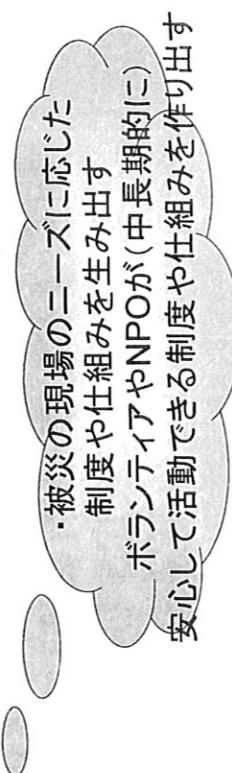


・隙間のない支援に向け、  
NPO間で繋がりを作るための  
きっかけとなる

## ボランティア・NPO等と各省庁との復興提案・共有会議

B:

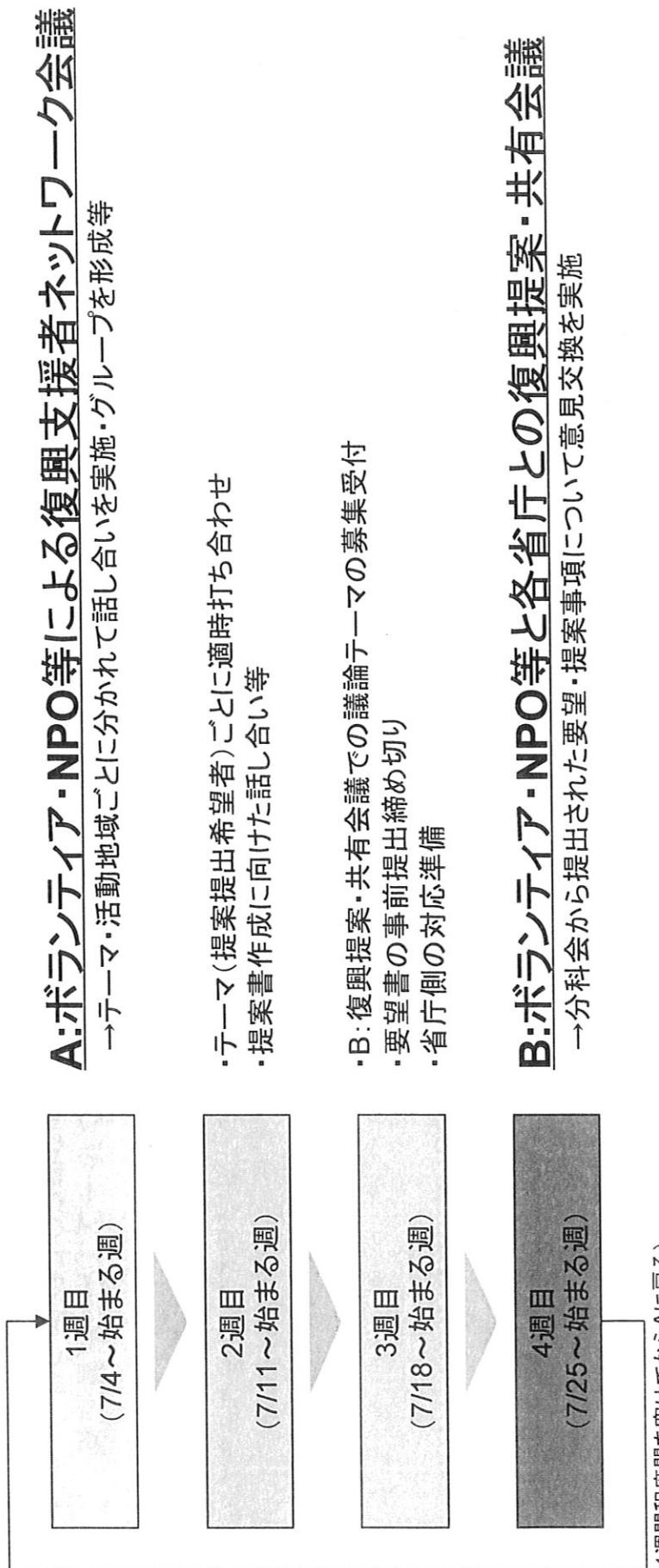
- ・会議参加者はボランティア・NPO等と関係各省庁
- ・上述したA:ネットワーク会議参加者を中心にはじめたいトピックスを募集し、省庁関係者を交え議論
- ・毎回2テーマ程度を取り上げることを想定
- ・NPO間でプラットフォームアップされたテーマを取り上げることで、より建設的な意見交換を目指す。



・被災の現場のニーズに応じた  
制度や仕組みを生み出す  
ボランティアやNPOが(中長期的に)  
安心して活動できる制度や仕組みを作り出す

# スケジュールのイメージ

■ まずは2～3回程度、以下のサイクルに沿って会議を運営。その後、状況に応じて実施方法を適時修正する



※なお、個別の団体からの要望提案の集約＆省庁への照会も継続する。  
※「B:復興提案・共有会議」では、会の最後に1個別の要望提案に対して、省庁から回答を得る

時間も併せて設定する(15分程度)。

※個別団体からの要望提案については、隨時応募を受付。

## 東日本大震災支援全国ネットワーク現地会議 in 宮城 実施概要

日時：平成23年5月25日（水）14:00～17:00

会場：仙台国際センター

主催：東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）

プログラム概要

【第1部】状況報告 地元の現状・要望・展望

・災害ボランティアセンター関係者（2名）、支援NPO関係者（2名）による報告

【第2部】全体会議 被災地に必要なこと～復興を視野に入れて～

・現地のニーズと支援者のマッチングタイム

※ライブ中継配信提供：せんだいメディアアーテック「3がつ11にちをわすれないために」セントラーセンター】

### 【第1部】状況報告 地元の現状・要望・展望

○開会に先立ち、参加者全員が起立、黙祷

○現地からの挨拶 佐藤 力氏（宮城県社会福祉協議会副会長）

#### 阿部由紀（石巻市災害ボランティアセンター）

○石巻市（行政）災害対策本部の防災対策課、福祉事務所、石巻専修大学、市社協で事前に災害ボランティアセンター（以下、災害VC）について調整をしていただき、比較的スマーズに立上げられた。

○3月11日は山台にいたが、無線機でのやりとりしながら、災害 VC の設置準備を進めた。

○社協で災害ICを動かしていくためにNPO・NGO、個人の協力が必要であり、NPO・NGO の連絡会を発足することができた（地元JC経験者が代表）。NPO・NGOは、各々の専門性をいかして、連携ができるところが強みであり、エリアごとに担当をわけて対応した。

○災害VCでは個人ボランティアの対応を中心にしており、ニーズマッチング率が98%（昨日現在）。

○派遣人数も5万人を越えた。

○今後、泥だしニーズへの対応、ニーズが挙げられない方や仮設住宅への対応、社協の本来業務、広域での支援体制など考えるべきことは多くある。農村・漁村・市街地、地域の特性もあおせて、平均化を考えていきたい。

#### 猪又隆弘（南三陸町災害ボランティアセンター）

○南三陸町は、昭和35年5月14日チリ津波の被害があり、毎年訓練をしていたが今回想定以上の被害を受けた。人口17,676人（2月末）、避難所33箇所、400名が疎外避難、遭難513名、身元不明404名。行方不明664名。役場すべて流出、戸籍資料などすべてなくしくした。阪神淡路大震災との違い、行方不明者の割合、神戸0.31%、南三陸町15%。流出全戸家屋の率62%。復興に向けた動き、阪神淡路大震災2ヶ月で大綱ができたが、まだできていない。

○災害ICでは、災害対策本部から要望があり、避難町内運営の支援からはじめた。白米・味噌汁は自衛隊から支給されているがそれ以外は自炊。被れ物が出てきており、サポートが必要。

○ホームヘルパーに呼びかけ、ほそぼそと訪問入浴などに着手。徐々に福祉ニーズが出てきている。

仮設住宅ができたことで新しいメニューをいずれて展開したい。

○社協の主な取扱いは賃保険事業。職員31名、最低でも1億5000万円の資金が必要。社協に対しての国などからの支援をお願いしたい。NPO・NGOに運営をサポートしているが活動資金の確保、スタッフ確保が課題。（地元社協は3名のみ）

- 被災者の思い、財源の確保、外部からのサポートが不可欠。みんなの力をお借りしながら、ご協力いただきながら進めていきたい。

**明坂徹也（NPO法人ジャパン・プラットフォーム）**  
○ジャパン・プラットフォーム（以下、JPF）はNGOの中間支援組織。現在、33団体が加盟しており、29団体が活動中。助成のほかに物資・サービスの情報サービスと現地のマッチング、事業のモニタリング、分野別・市町村ICのコーディネート、海外NGOとの調整窓口などに從事。JCNの国際チームで、JANICと一緒に対応。現地のネットワーク、みやぎ連携復興センター等のチームに加わっている。地元のNPO、企業等も含めて、民間でネットワーク、連携を強めていきたい。  
○4者連絡会議（政府・宮城県・ボランティア・県社協）では、情報共有・ボランティア活動の展開の方向性、ボランティア活動の支援、活動状況のフォローアップなど。週2回程度の頻度で行ってきている。焼き出し支援をバイロットに現地での活動を展開、仮設住宅のスタートーパックの配布、GWの受け入れ対応、政府の被災者支援制度の紹介などを行ってきた。

○石巻では自衛隊と行政、NPOで話し合、対応。気仙沼では自衛隊とNPOで主食・副食の役割分担。仮設住宅では、スターターパック、1市町で2万キットの配布整備。ボランティアの受け入れ、VCに県・NPO・企業からの応援人員を派遣して、ボランティアバスを送り出してきた。政府との意見交換で、制度のリンクをとりまとめてホームページに紹介するなど対応してきた。

○今後、コーディネート機能の強化、多面的な活動、課題への対応が重要。会議体を発展して強化する必要がある。県レベルで会議体、分野別の会議体、市町村別の会議体などいくつの会議で、情報交換が進められるとよい。NPONGOはスピード感があり、機のつながりが強いので、それぞれ強みを生かしながら、支援のしくみづくりを進めていきたい。

#### 立岡学（NPO法人ワンファミリー仙台）

○ワンファミリー仙台、ホームレス支援をしている団体ではない。スタッフの半分が路上生活をしていた方（7名）。社会問題と社会問題をマッチングさせさせて社会問題を解決するという視点を重視。生活困窮者が地域のためにつながりができるのかという視点で活動。クリーンボランティア（ごみ拾い）、自立支援（住居提供）、農林研修事業（社会貢献）、県の生活定着支援センター事業（雇役中の高齢者を福利的サービス施設とのマッチング支援等）。フード・シンク、見送り事業など多岐に渡る。リーマンショック以降、路上生活者が増えた。生活困窮者への居場所提供、ギャラリー提供などひとりひとりがイキイキとするための支援。

○震災翌日、市役所の近隣、センターを街中に設けて、焼き出しなどを支援し始めた。ワンファミリーホームで備蓄している米2トンを活用。帰宅困難者への支援など、3月の連休まで焼き出しだけで支援。

○様々な団体と連携して活動にも着手。休職している中で様々な気づきがあった。

○6月1日から、孤児死、孤立死を防ぐための活動にも着手。休職している方を雇用して、見守りをしていく。パーソナルサポートセンターという組織で配食、介護関係、中間支援組織、ホームレス支援、子どもたちの教育支援など様々な団体が一緒にになって事業を展開していく。

○震災を機会に生活が困難になった方、震災前から生活が困難となつていている方も支援をしていきたい。

## （政府や支援団体に呼びかけたい話題）

- 阿部：今後、ボランティア活動のマッチング、調査などが大事。他の地域の話もお聞きしながら、協議して地元の意見を反映するような施設、事業のあり方を検討いただきたい。今後とも被災地の仮設住宅などの支援、NGO、NPOのノウハウを提供していただきたい。
- 猪又：被災の度合いが市町村でも違うことは理解していただきたい。ボランティア支援、仮設住宅支援、在宅支援、新たな支援メニューの構築を考えたい。経済弱者とともに、街全体を要援護者と捉えて、効率を考えていきたい。国、NPOなどの支援をお願いしていただきたい。
- 明城：連携調整の場、会議体をつくってほしい。現場の声をこういう会議をつくることできちんと届けられるようにしたい。地域にあつた形を燃えながらやついただきたい。
- 立岡：見えない状況があつて、どうしていったらいいのかわからないところもあるが、前に進めたには雇用していくことが大事。被災された方が目の前にある不安、課題を丁寧に、丁寧に解決していく形を考えていきたい。

- 宮城県では、被災された方が二次避難所に行かれるまでの在宅調査を実施。二次避難所に行く前に、通路票をつくり、移住先に連絡をしている。バックデータは、派遣された保健師で共有され、訪問して、困りごと、介護ニーズ、家族の状況なども追記している。
- 避難所などでのインターネット環境の整備・サポートをしている。Ustreamなど新しい技術をつかうことなども被災地に伝わっていない。活動の加速度をあげることを支えていただきたい。
- 個人ボランティア・コーディネーターに災害VCの運営が依存している。個人の財力に依存しているため、完全に限界が見えている。
- これからやろうという活動には助成していただきやすいが、継続するものにたいしての助成が見えてこない。
- せんない・みやぎ NPOセンターが事務局になり、地域創造基金みやぎという組織を立ち上げる準備をしている。
- 地域の事情、宿泊などの事情、地域の文化風土の塾などの問題もある。最終的には地元のNPO・NGOなどによる粘り強い支援が必要になる。ボランティアバス、旅行業界の支援・協力などを呼びかけている。高速道路は無料、JRでは賃りを半額にした。今後も引き続きかけていただきたい。
- 未よく支援していく団体が資金を集めやすいようにしていただきたい。
- NPOへの支援、災害VCへの支援、雇用、運営そのものの4つの視点がある。市・県がNPOにコーディネートを委託して、現地の方を雇用するという事業がある。災害VC、社協への補助金もあり、コーディネーター等の雇用も可能となる。03-3581-4550 阪災ボランティア連携室まで

## ＜第2部 被災地に今必要なこと＞

### （参加者の発言概要）

- 宮城県南部の動向：宮城県社会福祉協議会より、山元町、役場機能は残っているものの、沿岸部の居住地域は壊滅的、人口比で相当の方が亡くなられており、立ち入り禁止区域もあり、長期の避難者もいる。立ち入り禁止区域が解かれていく中、ボランティア支援のあり方を巡る。亘理、岩沼、名取、それぞれの地域でも支援活動をしている。被災者ひとりひとりの被害は複数ではない。近隣社協職員を中心とし、組織的に関わっていくこと、県外の支援、ボランティア社協職員の派遣なども受けながら続けていただきたい。
- せんない・みやぎ NPOセンター、みやぎ連携復興センターの事務局をしながら、個々の団体と連携しながら対応。団体間コーディネーターを強化するために、各地域での連携会議を開いていただきたい。外部支援はいつか終わってしまうため、地元が動けるように、準備を進めたい。市民を支える組織としてやっていただきたい。
- 避難所に届いた古着をバッチャワークしたり、バックをつくりしている。趣味の範囲でやっていふことを商品化していただきたい。
- ボランティアに来てくださった方への謝意を表すものが見えない。謝意を表すもののがあればいいと思う。
- まだ支援が足りているという状況ではないということ、JCN 参加の500団体それぞれが訴えていくことが重要である。
- これだけ多くの方が関わっていてもまだ足りない状況。支援が入っていないことも実感としてある。深く、幅広く、伝えいただきたい。ニーズ、スペシャル、クローズアップ現代などいろんな番組で紹介していただきたい。
- 地元NPO「社の伝言板やるる」では4月上旬までは現地にスタッフを派遣し支援していた。環境系・まちづくり系なども少しづつ活動をしてきている。被災者救援の助成情報がなかなか伝わっていない。助成金申請を書くだけの余力（精神的なものも含め）がないので、支援が必要と感じている。
- ご支援感謝しているが、物資配達なども続くが、心のケア、子育て支援・環境改善なども必要になってくる。同様の活動をしている地元の団体と連携して、展開していただきたい。地元に関心のある方を集め、団体として育てていく支援もしていただきたい。

### （政府からの話題提供）

- ネット環境も悪い中で、避難所に壁新聞を貼り出し、たいたいの要望には網羅できるようだ情報を記載している。
- COW（キャッシュフォーワーク）の情報、NGO発想で紹介している。いろんな仕事を産み出して、最後の市町村などと相談していただきたい。NGO・NPO発想、個人に着目して必要なものを施策にしてきた。
- 地域の事情、宿泊などの事情、地域の文化風土の塾などの問題もある。最終的には地元のNPO・NGOなどによる粘り強い支援が必要になる。ボランティアバス、旅行業界の支援・協力などを呼びかけている。高速道路は無料、JRでは賃りを半額にした。今後も引き続きかけていただきたい。
- 改めて被災地は広域で、地域によって復旧・復興の状況は異なること
- ・ボランティアは必要であること
- ・復興は長期にわたること
- ・地元主体を尊重し外部からの支援は地元と向き合い、地元の団体等と連携して信頼関係を築くこと
- ・今後の課題である「くらし」の支援や雇用も含めて、ボランティア、NGO・NPO でできることを引き継ぎ智慧を出し合うこと

## 東日本大震災支援全国ネットワーク現地会議 in 岩手 実施概要

日時：平成23年6月3日（金）14:00~17:00  
会場：岩手県立大学（岩手県岩手郡雫石村荒沢字巣子152番地52）

- ・第1部 共通講義棟3階307講義室
- 主催：東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）  
配信提供：岩手県立大学ソフトウェア情報学部 村山研究室

### 【第1部】状況報告 地元の現状・要望・展望

○開会に先立ち、参加者全員が起立、黙祷

○現地からの挨拶（古内保之氏（岩手県社会福祉協議会専務理事））

#### ※運営スタッフ森本智喜氏も発言

初原史（陸前高田市災害ボランティアセンター）  
○太平洋に面した狭い低地に市街地があり、津波で沿岸に面した地域はほとんど全滅となつた。人口の約1割の方が死亡または行方不明、約7割の方が避難生活を送っている。市役所や市社協も津波に飲み込まれた。何もかもがなく状況から残った職員で声を掛けあって、まずは地元のドライビングスクールの食堂をお借りして、業務を開始した。

○センターの運営をするためには借りた場所は駄目だった。駐車場、スタッフの居場所もなく、作業する上での効率が悪かったため、概田町にプレハブを設置し4月23日に移った。当初は地元社協職員2名のみ、多くの方にご協力いただいたが、ボランティアを受け入れる体制ができてなかつた。

○大きなバスも入ることの出来る場所が確保できることなどがよかつた。同じ気持ちを持つ人達が集まってくれたことで、何百人という数も受け入れられていると思う。

○最初、地元の方からなかなか受け入れてもらえない状況もあったが、声かけ、チラシ配布など少しすりつけて、少しずつ地元の人々に信頼してもらえたようになつた。活動を通じて、喜んでもらえるようになつた。いまは地元の人にとっては、なくてはならない存在になつたと思う。

○実際のボランティア活動を見て、お願ひしたいという声が増加した。いま一番多いニーズは、がれき撤去や水害ごみの除去などが多めだが、それ以外のニーズもあがつてきている。避難所から医療に移られた方のニーズもあると思うので、見落とさないようにしたい。

○いろいろな団体に災害VCのスタッフとして関わっていたいたい。その他、チーム福井（災害系のNPOと県庁がバックアップしているチーム）は、独自のスピードと視点で活動したいという要望があり、広田半島で活動している。災害VC企協と情報交換をしながら、半島の住民に社協がつながつていることが見えるように、ゆるやかな連携をしてきた。

○当面災害VCは隣接する。「つなないで陸前！なしよにがすっぺ」というスローガンを掲げて、これからもやつていきたい。住民の生活が通常に戻るところ、社協としては戻ったあとも活動していただきたい。

#### 菊池隼人（社団法人北上青年会議所）

○北上JCとしてはまだ、JCのつながりが活動のきっかけだった。北上JCのメンバー78名で最初の2週間は対応したが、その人数では限界があると感じ、全国ご門戸を開き活動している。

○活動地域は主に釜石、大槌、5月の後半からは大船渡、6月1日から陸前高田にも、全国的にボランティアを募集中で、ユニットを組んで進れて行くといふ動きをしている。現在、日本青年会議所のバックアップを受けて、JCメンバーから約1000人、一般からは400名程度登録いたいでいる。

- 現地のニーズがよく分かるVCにどのような協力ができるかを考えて活動している。ひとつ目のVCに一日100人程度しかボランティアが入らない状況。いろいろな人に被災地の現状を見てもらって、風化して岩手を忘れてほしくないという想いから、まずは「ヒト」を中心的に活動している。
- 他の地域からの要望にも応えたい。全国各地のJCから被災地に入りたいという連絡があるのでぜひ岩手県に入ってきたときたい。

#### 山本克彦（岩手県立大学）

○2004年の中越地震の際の学生の活動を整理してみた。良い面は、時間を選ばない・条件が整えば、長期的な支援が可能・住民との関係を築きやすい。若い・体力がある。悪い面は、意欲はあるが知識や経験に乏しい、参画のプロセスには支援が必要・活動資金が乏しい。

○2007年の中越沖地震でも応急仮設住宅をまわり、会話をから住民の言葉を聞き取り、生活相談員につながだ。その後、大学として、VCを設置するに至った。そして2008年からトレーニングを始め、2010年度には災害VCの設置運営を想定したワークキャンプを実施した。

○現在、県立大学には災害復興支援センターと連携しながら、学生ボランティアセンターが活動を行っている。GWには陸前高田の五葉地区13大学512名を受け入れた。また、陸前高田市、金石市へシフトを組んで3/21~4/17まで延べ250名ほどが支援を行った。また、130名ほど関西から学生ボラバスを受け入れた。また、金石市の中学校と交換や、絵本等を届けるプロジェクトなど行っている。また、「ゆわて GINGA-NET」という学生ならではの拠点づくりをしている。GWに実験的に住田町の五葉地区13大学512名を受け入れた。

○現在、ボランティアの支援活動は生活支援へ移行しつつある。釜石市では、仮設住宅でのコミュニティ形成として、学生が集会所で「お抹つこサロン」を5/14あたりから実施。学生がきっかけになり、地域の方々のつながりを作るようにした。

○「ゆわて GINGA-NET」という組織を立て、7月末から10月までの2ヶ月程度、全国の大学生ボランティアの拠点整備、運営管理をしたい。CNP（Community Network Project）と名づけ、サロン活動地域を染りごとなどのお手伝いをしていただきたい。今後とも学生達の力を活用していただきたい。

○大学のボランティアセンターは大学が設置し、学生が運営していくためスタッフではない。手を含め、教員2名がアドバイザー、ある意味仕掛け人。

#### 鎌田晴己（SAVE IWATE）

○主に被災物資の配達、情報収集、被災地活動団体への支援や機材の提供を行っている。ガレキ撤去のためのブルーシート。定期的な被災地へのボランティアの派遣、義理金・活動支援金の募集。拠点は盛岡市。沿岸部で配布するために取りに来る方もちらほらで今後はもっとつながっていく。

○現在の募集物資は、下着、肌着、Tシャツ、トイレットペーパー、BOXティッシュ、潤滑料、タオルケットなどが足りていない。仮設住宅に移る上で、衣装ケースが足りていない。ランドセル、冬物衣類、毛布などで、避難所に山積みになっており、内部に引き上げている。詳しくはIPに掲載。

○沿岸部から内陆部に越してきた方は、知り合いもないないので、さみしい思いをされている。避難所にいた時より物資が手に入らなくなつた。（避難先の市町村の対応に違いがある）

○「区長さんの意向次第、役所に必要ないと言えば物資が入ってこないところもある。」という意見が結構多かった。自己避難者と避難所にいる方との間に大きな壁があり、コミュニティとして危うい。また、「プライベートがない」声がある。

○避難所によって、生活に格差や壁がでている。自己避難者は行政の支援を一切受けられないといふところもある。仮設住宅ではある程度の家財道具が用意されているが、それからの生活は自力。う

施いただき、利益にしてもらいうという趣旨。7月3日11:00-15:00にNPO活動交流センター（NPOカフェ）と題し、災害支援活動者の報告会、全体の懇談会を行って情報共有の場を企画している。

○これまで全ての催事を自歎されてきたが、復興をテーマに懇談会を実施したら大変好評であった。

●鶴橋地区では8月の第1土曜日に市の夏祭、区の夏祭と合同で「夢あかり」という行事を予定している。復興のテーマで取組みたい。

○逆襲場所の集約や移動が進み、個別住宅やアパートなど移る人が増え、一方で親族知人の家に隣接している人も多くいる状態。「自分の家が無事な人は被災者ではない」という話がどこでも聞かれた。

○安心感を得るために物的・精神的な支援はまだ必要。ただし、再開した民衆は圧迫しないよう十分配慮が必要で、商工会などと相談しながら進めたいと思う。

○被災者ではあるが、全国から集まる支援者を見て、支援物資の配達などから活動を始めた。「いつでも連携復興センター」を立ち上げた。今後の復興に向けてもう一度自分の街に責任をもつて立ち上がり、まちづくりに関わるという人と国や自治体、民間の支援機関などをつなぐ。また阪神・淡路や中越の復興に携わった皆さんのアイデアを借りて、コミュニティの再生に取組んでみたい。

○みんなで復興を考える時期だと感じている。

○被災者ではあるが、全国から集まる支援者を見て、支援物資に責任を持つという姿勢で、子供たちに「自分たちの作った街だよ」と責任をもつて受け渡せる街を作りたい。

○いろいろな団体が各被災地に支援で来られているが、情報共有できれない場合がある。つながることを意識してつながり、地域の皆さん方が主体であることを忘れないで活動したい。

○支援物資はかなりあるが、宮古市の経済効果が上がらないと品物は行き届かないと思う。これが支援者ではあるが、現金でお送りいただきよくうれしいし、宮古の市場で品物を買っている。

○被災者かバス会社として、被災者、ボランティアの足となるいろいろご支援させていただきたい。

○首都圏などから来ていたたくま方に、岩手の魅力を感じ取り岩手のファンを作るためのボランティアツーリズムを行っている。遠野のあるさくら館に宿泊するシーアーを実施したところ、好評で、毎年通いたいという声があった。

○弘前大学人文科学ボランティアセンターでは野田村を支援している。弘前市役所からの派遣職員、市民ボランティア団体と一緒に活動している。6月10日に弘前大学で発表会を行う。

○すでに自治体がいろいろな形で入っているので、自治体の応援活動と市民の応援活動をつなげながらことを考えていただきたい。青森や秋田の支援をもっと被災地につなげたい。

○現地でのサロンの動きや地域に入る動きなど、もともと社協が得意な動きについても、皆さんのが力を貸しながら進めていただきたい。3ヶ月経つので、少し無理しないで、応援していただきたい。こうやって顔を見ながら「話しつこ」できる場は本当にいいなあと感じている。

○震災を契機にNPO立ち上げようという方が多くおられると思う。申請後、通常なら4ヶ月かかるが、従来の半分の2ヶ月で設立出来るようお願いしたい。まもなくNPO法も改正になり、寄付を集めやすい制度とすることに超党派で合意している。

#### （まとめ：参加者間で合意できた事項）

- ・復興は長期にわたること
- ・ボランティアはまだ必要なこと
- ・今までそれが全力で緊急救援期間の対応に尽力してきたが、今後は「ヨコの連携」を大切にしていきたいこと
- ・復興の主役は被災者で、被災者が自分が自分のまちに責任を持つよう、外部支援者はコミュニケーションを経済的にも潤すような後押しさをしていくこと
- ・イベントやまつりを含むまちづくり、そして地元が経済的にも潤すような後押しさを出しあうこと
- ・垣根のない連携で、今後も智恵を出し合うこと

賃貸住宅に入られた方は用意されている家財道具が全くないために、放り出されたような状態。

○反対住宅、住みやすそうに見えるが、壁は薄く、結構がひどい。持ち込める荷物は制限されていて、毛布、新替え、歯ブラシ、ティッシュだけ。長財布形式の反対住宅はプライバシーがないと思われる。

○避難場所の集約や移動が進み、個別住宅やアパートなど移る人が増え、一方で親族知人の家に隣接している人も多くいる状態。「自分の家が無事な人は被災者ではない」という話がどこでも聞かれた。

○安心感を得るために物的・精神的な支援はまだ必要。ただし、再開した民衆は圧迫しないよう十分配慮が必要で、商工会などと相談しながら進めたいと思う。

○被災者にとっては、魔災を感じられるのが一番不安なところ。ボランティアはまだまだ足りない。ボランティア同士がつながることが非常に大切だと思っている。いろんな軋轢などあって、疲れたいよう協力しあって活動したいと思う。

○被災者にとって、スペースの確保を進めている。

○被災者にとっては、魔災を感じられるのが一番不安なところ。ボランティアはまだまだ足りない。ボランティア同士がつながることが非常に大切だと思っている。いろんな軋轢などあって、疲れたいよう協力しあって活動したいと思う。

#### （話題提供者からのメッセージ）

○難田：対応できるものは対応するが、「仕事がない」といった解決できないものは、いろいろな人に協力してもらう必要がある。声を伝えるというのの大切。

○山本：大学生の持っている部分と持っていない部分があり、いかにその部分をつないでいくのが課題。ヒトモノカネ情報などをつないでみると学生は化学反応を起こし、力を發揮すると思う。

○菊池：これからは復興、復旧においては、みなさんと同じものを見て、想いを共有と共感をすることが大事。現場を見てもらって、今起こっていることを自分の目で判断していくことが重要。

○萩原：綱があつて同じステージ立っている。同じ気持ちを共有して、仲間として活動して行きたい。

#### （岩手県保健福祉部）

○岩手県人は困つても、外に言わない性格で、ニーズを聞き出すのが大変であったと思う。災害VCの立ち上がりがつっこじで、支援に結び付けていたいたることはほんとにあり得たが、盛岡から治事節までの距離や宿泊施設の問題などで発災直後は困難があつたが、GW後にはニーズが高まって活動が活発化したと思う。

○実際被災された方々がお困りになつていることについて一緒にになって対応していただきたい。避難所から仮設住宅に移行する中で、地域で支えていく仕組みを作つていかなければいけない。災害ボランティアを契機として、ボランティア活動を盛り上げ、岩手の復旧復興に向けてご支援いただきたい。

#### （第2部 被災地に今必要なこと）

##### （参加者の発言概要）

○もりおか市民活動支援室の運営、もりおかNPO連絡協議会の事務局などを務めている。様々な目的で活動している団体間のつながりが抜け算となつて大きさが出て来ればと思つている。横つながり、連携がそろそろ必要だという声が挙がつてゐる。災害に関する特別なノウハウ等はないが、多くの活動と一般の市民とつながるために、みなさまの話を活動のヒントにさせていただきたい。

○震災後、福島の皆さんから、女性のためのホットラインという相談を受けていた。震災で残念ながら死別された方は多く、その状態になつたことを外に言えず、避難所で過ごされている方がいる。

○これから3ヶ月目の厳しい状況に入り、PTSDが顕在化してくる。支えあっていけるような情報の交換と支援の仕組みを作つていただきたい

○盛岡駅西口アーナ6階NPO活動交流センターでは「復興バザー」を行つてゐる。6月19日10:00-15:00で、内陸部の方々が持ち寄つたものの販売した売上は寄付、被災地からは出展、直販を実

東日本大震災支援全国ネットワーク 定例連絡会議にてNPOから寄せられた提案等一覧  
 (第4回会議分まで配布資料ベース:制度チームまとめ)※結果は調査中です。申し訳ありません。

提案日時	提案団体名	提案者名	提案概要	詳細
2011.4.07 第1回 連絡会議	NPO法人 全国移動サービスネットワーク	中根 裕	移動支援活動に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法における自家用有償運送事業者の登録要件の緩和</li> <li>・避難や避難生活中の生活支援を目的とした移動支援活動について、車両運行のガソリン代負担軽減について、緊急施策を実施すること</li> </ul>
	備前市社会福祉協議会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援のための増税に関する提案、高速道路料金の料金割引制度の中止等各種提案</li> </ul>
	NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	副代表理事 松原 明	被災者支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共保養施設の活用や企業の保養所の活用</li> </ul>
			復興資金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援のための増税に関する提案、高速道路料金の料金割引制度の中止等各種提案</li> </ul>
	東日本大震災復興支援市民活動ネットワーク宮城	-	被災地復興支援に関する紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長</li> <li>・認定NPO法人における一部取り消し要件の免除</li> <li>・NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援</li> <li>・各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備</li> <li>・寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現</li> <li>・認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用</li> <li>・中央共同募金会「ボランティア・NPO活動サポート募金」の弾力的運用</li> <li>・内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用</li> </ul>
2011.4.19 第2回 連絡会議	公益財団法人 さわやか福祉財団	-	復興街づくりに向けた提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の施設化・地域の家庭化の必要性について、提案</li> <li>・地域復興住民協議会について、設立を提案</li> <li>・仮設住宅にふれあいルームを設置することを提案</li> </ul>
	社会福祉法人 中央共同募金会	-	お知らせ	赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成応募受付中
	日本福音ルーテル教会	佐藤文敬	生活支援物資について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資(食料・身の回り品)の支援体制の全体像とスケジュール表を作成・発表してほしい</li> </ul>
	東日本大震災復興NPO支援全国プロジェクト	-	お知らせ	・フォーラム開催のお知らせ
	NGOボランティアプラットフォーム	-	お知らせ	・ボランティアプラットフォーム開設のお知らせ
	個人	山本憲司	ボランティア宿泊に関する提案	・ボランティアの宿泊・活動拠点として寝台列車を活用
			ボランティア輸送に関する提案	・震災復興トレインを走らせよう
	福島大学・反貧困ネットワークふくしま	-	福島における当面の課題と方向性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次避難所・応急仮設住宅における見守り・相談活動の展開を予定。</li> <li>・実施にあたり、任意団体も委託を受けられるよう、予算措置に柔軟性を持たせてほしい。</li> </ul>
	元気玉プロジェクト実行委員会 (寺子屋方丈舎、素材広場、会津の食ルネッサンス、明天)	-	避難者のニーズに基づいた長期支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会津つなプロ！」の実施</li> <li>・実行委員会参加メンバーが培ったネットワークや専門性を生かした支援プログラムの実施</li> <li>・あいづ長期復興連携会議の立ち上げ</li> </ul>
	NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	副代表理事 松原 明	被災したNPO法人に対する救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長</li> </ul>
			被災地の救援・復興活動を行うNPO法人等に対する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備</li> <li>・中央共同募金会「ボランティア・NPO活動サポート募金」の弾力的運用</li> </ul>

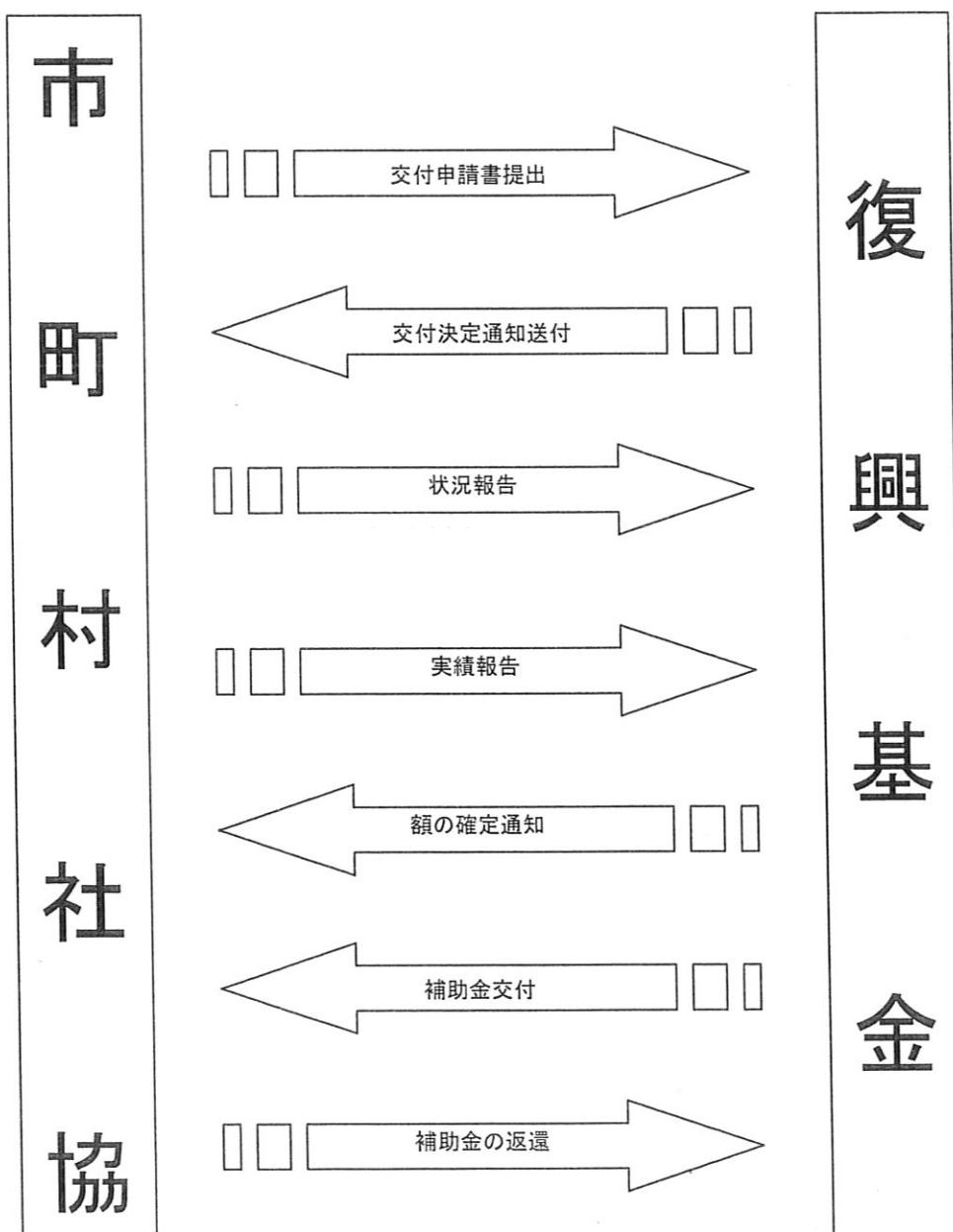
2011.5.12 第3回 連絡会議	NPO法人レスキューストックヤード	代表理事 栗田 幹之	各省庁からのお知らせについて  ボランティアの必要性PR	・各省庁からの重要なお知らせ(食中毒・風水害・自殺防止等)はボランティアが被災者に直接手渡したいので、ペーパーを提供してほしい  ・GW後もボランティアは必要であるということを官民あげてPR
	アースデイ東京タワー・ボランティアセンター 都市生活者の農力向上委員会	-	「ニッポン農力向上 & 震災復興大作戦！」官民協働の提案	・稲作の作付けできない地域の実態把握と一覧公開 ・援農ボランティアの動員 ・特区新設による失業者等への耕作放棄地の耕作権貸与
	NPOビジネス・サポート	木村 忠夫	災害時用大規模貯留施設等の設置を全国展開	・災害時用大規模貯留施設等を東北を中心に全国的に設置
	ヒューマンライツ・ナウ	-	被災者の住居の権利と十分な生活支援のために	・仮設住宅の促進 ・民間住宅の利用の促進 ・遠隔避難者への支援 ・仮設住宅移転後の災害救助 ・避難所の立ち退きは最後の手段とすること ・災害救助法の徹底・義捐金の早期給付
	渡波復興支援Revival	森田 広美	宮城県石巻市渡波への支援	・現場の避難所を回っての女性の現状把握・ニーズ調査と改善 ・県・自治体職員への協力や支援の拡充
	東日本大震災支援今治	-	要望・提案	・民間ボランティアへの活動資金の援助 ・仮設住宅のトイレ・仮設トイレを洋式バイオトイレへ ・20キロ圏内のペット保護のための立ち入り許可
	あきたNPOセンター・秋田ボランティア協会	佐々木久長 菅原雄一	通院等移動困難者への特別支援措置について	・中古車の車検期間延長か仮ナンバーで一定期間走行可に ・被災者を現地で「緊急雇用」の方式を適用
	旧光が丘第2小学校一時避難所ボランティア	芹澤 里枝	県外避難者への対応  全体的な対応	・就労確保、支援の強化 ・被災者がどこに避難しても情報が得られる仕組み  ・各省庁、自治体のインターネットサイトの携帯電話対応 ・情報入手手段のない高齢者等への定期訪問や情報伝達
	認定NPO法人自然環境復元協会	副理事長 恵 小百合	人知を超えた災害を人智で超えるために	・専門性を持った人材の確保 ・中古漁船の活用 ・災害廃棄物縮減対策としてチップマルチによる健康被害防止 ・仮設住宅の生活環境整備 他
	すぺーすアライズ	代表 麻鳥澄江	「被災者の多様なニーズに対応した支援について」の周知	・「被災者の多様なニーズに対応した支援について」の周知 ・政府の体制強化と民間団体との連携強化・財政支援
	日本緊急援助隊	代表 ケン・ジョセフ	要望・確認事項	・社会福祉協議会と避難所の関係 ・放射能・アスベストのレベル ・避難所の食事「献立」の決定機関 他

2011.6.1 第4回 連絡会議	鍼灸マッサージボランティアはりきゅう便	代表 田沼千晶	ボランティアに対する高速道路無料化	・ボランティアに対する高速道の無料化を早期に法制化 ・ボランティアに対する高速道通行料免除申請を簡素化
	パルシステム生協連合会21世紀型生協研究機構研究員	五辻 活	・自動車取得について	・被災者支援のため取得する自動車に関し、自動車取得税・重量税を被災者と同様に特例的に免除を ・被災地における車庫証明について、省略あるいは簡略化
	東日本大震災支援今治	代表 出口佑親	・高齢者のグループホーム経営者の救済	・実態調査実施の有無と今後の対応
			・支援物資ミスマッチの解決	・支援物資のミスマッチの解決策を検討してほしい ・47都道府県の連携と情報共有を行ってほしい
			・医薬品・医療品の不足	・四国がんセンターで医薬品・医療品の不足に関する張り紙が張られているが、実態を知りたい ・エンシェアの入荷状況について知りたい
			・ペット問題への対応	・飯館村、川内村のペット1万頭を救出してほしい ・ペット用のシェルターを開設してほしい
	日本医療福祉生活協同組合連合	藤井啓子	・放射線線量計の配布	・放射線線量計を全医療機関へ配布を要望
	仙南支援部隊「チーム王冠」	恩田 和美	・被災者の医療費一部負担金について免除の積極的広報	・被災者の医療費一部負担金免除について、積極的に広報・周知を要望
			・生活支援ハンドブックについて	・ハンドブックの受け取りが出来ていない被災者が多く、配布方法の改善を要望 ・ボランティアも配布ができるよう、発行部数の大幅な増加を要望
			・義捐金受け取りについて	・義捐金受け取りが進んでいない状況について、他市町村から被災市町村へ応援人員の増加を要望
			・物資配給について	・食料物資の配給停止が進み、被災者の困窮が進行。対応を要望
			・給食の栄養改善	・小学校の統合等により給食が貧相に。栄養面での改善を希望
			・ハローワークの対応改善	・被災者以外への雇用相談が弱体化。二次被害ではないか。
			・メディアでの報道	・復興が進んでいる地域の映像や原発問題ばかり取り上げられ、支援が必要であることが伝わっていない。 ・市町村がボランティアを受け入れできる体制を整えて欲しい(ボランティア受入窓口が人員不足の市町村がある)
			・医療機関の不足	・十分な医療機関が不足している点について改善策を考えてください
			・復興に関連した失業者対策について	・被災者への日当の支払いが遅れるような自体は絶対に起こりえないのか
			・住民票が無い住民への対応	・住民票が被災地に無いため、義援金などの保証が受けられない方への対応
			・県外避難者への対応	・県外避難者が仮設住宅・復興住宅に申し込みができなくなることがないようにして欲しい

事業メニュー	被災者生活支援対策事業 「生活支援相談員設置」	事業期間	H17～H21
事業目的	被災者の福祉ニーズを把握し、必要な福祉サービスを調整、提供することを目的とする。		
事業内容等	<p>1 事業主体 市町村社会福祉協議会</p> <p>2 補助対象事業 市町村社会福祉協議会が、被災者の生活復興を専任とする「生活支援相談員」を設置する場合、その費用相当額を市町村社会福祉協議会に補助する。</p> <p>【事業の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 被災者への各種福祉・生活関連サービスの利用援助</li> <li>イ 被災者への各種在宅福祉サービス（食事サービス、ふれあいいきいきサロン、子育てサロン等）の開発・実施</li> <li>ウ 被災者への福祉的見守り・支援ネットワークづくり</li> <li>エ 被災地域の福祉コミュニティづくり</li> <li>オ 被災者の自宅及び仮設住宅等に出向いての相談、情報提供等業務</li> <li>カ 被災者への各種イベントの企画・実施業務</li> <li>キ その他、情報収集業務</li> </ul> <p>3 補助対象経費 上記事業実施に要する人件費等の経費</p> <p>4 補助率 補助対象経費の10／10 但し、補助対象経費について他に補助金を受けている場合は、それらを控除した額</p> <p>5 補助限度額等 補助の限度額は生活支援相談員配置数にかかる額とする。</p> <p>6 補助期間 平成17年度から平成21年度</p>		
申請方法	<p>申請先：復興基金事務局に提出</p> <p>申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請</p> <p>申請時期：</p>		
担当	福祉保健部 福祉保健課 地域福祉係 内線2625		

## 事務手続きフロー図

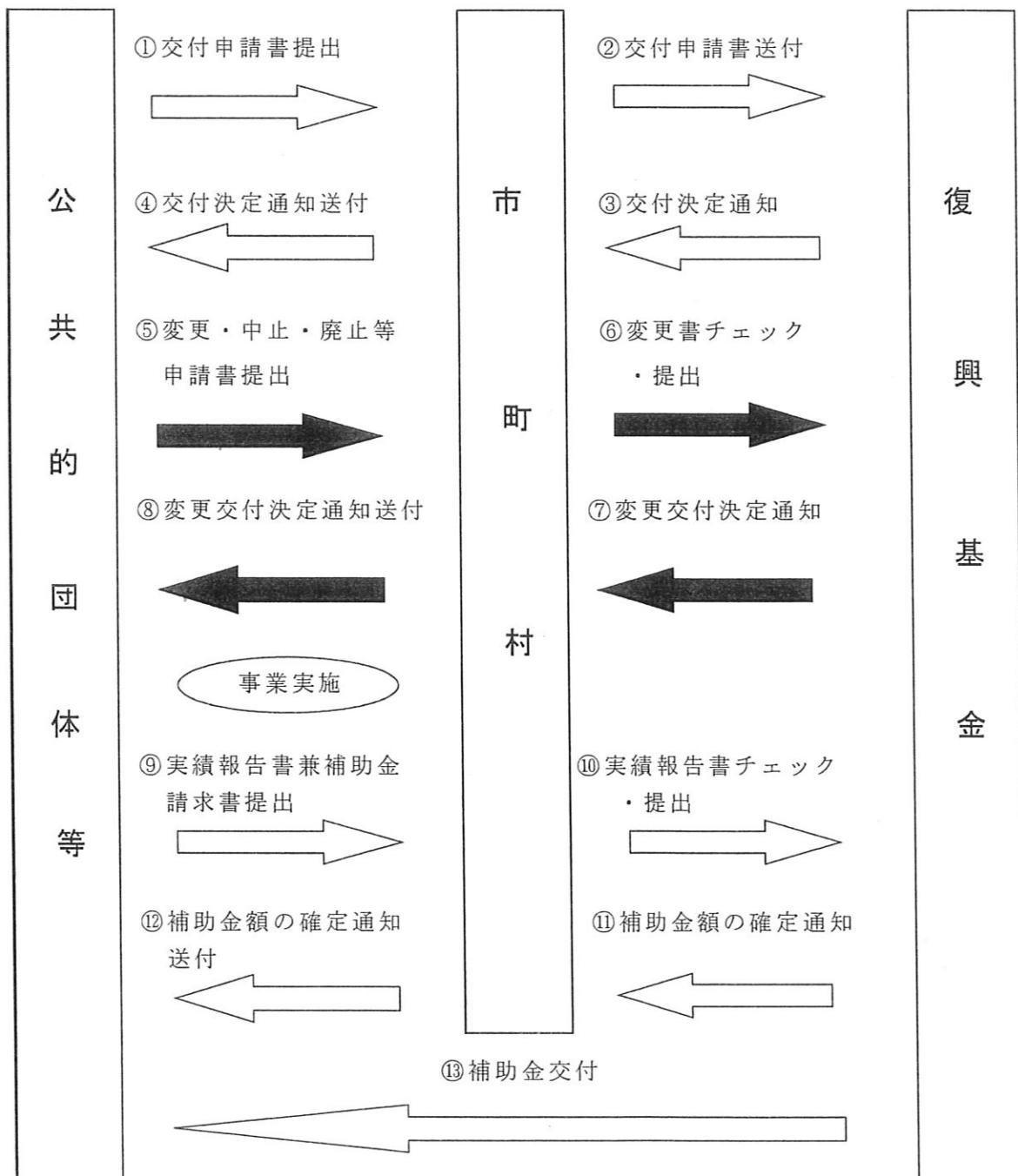
事業メニュー：被災者生活支援対策事業「生活支援相談員設置」



事業メニュー	被災者生活支援対策事業 「地域復興支援員設置支援」		H19～H26
事業目的	中越大震災で被災した地域におけるコミュニティ機能の維持・再生や地域復興を目的として、公共的団体等が地域復興活動を専任とする「地域復興支援員」を設置する事業に要する経費を補助する。		
事業内容等	<p>1 補助対象者            中越大震災に際して災害救助法の適用を受けた市町村に存し、次の全ての要件を満たす団体</p> <p>(1) 繼続的に地域の復興活動を支援することができる十分な組織体制を有する公共的団体等で、市町村長が認める団体</p> <p>(2) 規約を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にした事業実施体制を整えた団体</p> <p>2 補助対象事業</p> <p>(1) 地域復興支援員の設置</p> <p>(2) 地域復興支援員が行う次の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地における地域復興のネットワークづくり支援</li> <li>・被災地における各種復興イベント等の企画、実施の支援</li> <li>・住民と行政の連絡調整</li> <li>・被災者への福祉的見守り、訪問相談、情報提供</li> <li>・その他、被災地の復興を支援する業務</li> </ul> <p>3 補助対象経費            補助対象事業を行うために必要な次の経費</p> <p>(1) 人件費            地域復興支援員の賃金、通勤手当、社会保険料 等</p> <p>(2) 事務費            地域復興支援員の活動拠点となる事務所の整備・運営に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以下のものに限る）等</p> <p>(3) 活動費            地域復興支援員の活動に必要な旅費、需用費（茶菓代以外の食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料 等</p> <p>3 補助率            補助対象経費の10分の10</p>		
申請方法	<p>申請先：市町村を経由し、復興基金事務局に提出</p> <p>申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請</p>		
担当	震災復興支援課（県庁内線2397）		

## 事務手続きフロー図

事業メニュー：被災者生活支援対策事業「地域復興支援員設置支援」



## 1. はじめに

新潟県中越地震からの復興の過程において、様々な支援主体により被災地の支援活動が行われたきた。その支援主体は、行政や企業、NPO 法人、ボランティアなど様々である。平成 19 年からは新潟県中越大震災復興基金による「地域復興支援員設置支援」事業により、現在は 9 地域に 51 名の「地域復興支援員(以下、支援員)」が配置されている。

中越地域では、現在も様々な復興支援活動が行われているが、災害復興において大きな役割を果たす新潟県中越大震災復興基金において、多額の事業予算がつけられている地域復興支援員の活動は、復興支援活動の主体として注目すべき活動である。

本稿では、地域復興支援員の設置背景、事業スタートから約 2 年が経過した活動実態を報告し、今後の議論の一助としたい。

## 2. 地域復興支援員概要

### 2.1 地域復興支援員設置支援概要

地域復興支援員は、中越大震災復興基金によって作られた「地域復興支援員設置支援」事業のもと設置されている。同事業は、平成 19 年から平成 24 年を期間として、継続的に地域の復興活動を支援できる十分な組織体制を有する公共的団体等で、市町村長が認める団体が事業を実施している。ほとんどの場合は、それぞれの事業実施団体の元に「地域復興支援センター」(以下支援センター)が設置され、事業が行われている。

## 2.2 新潟県の地域復興支援員設置の意図

平成 16 年 10 月の中越地震の発生以来、初期は全国の災害ボランティア・NPO が救援活動を展開してきた。この災害ボランティアの活動は、翌年の平成 17 年 4 月頃にはある程度落ち着いたが、引き続き復興支援という形で活動を続ける団体も多くあった。また一方で、平成 17 年 5 月には、新潟県内の NPO やボランティアを中心に、復興支援のための中間支援組織として「中越復興市民会議」が立ち上げられた。

平成 17 年から 19 年の 3 年間は、地元の中間支援組織「中越復興市民会議」が、被災地を動き回り、外とのパイプの役割を果たしたと言える。また平成 18 年 3 月から半年に 1 度、復興活動に取り組む集落・団体が一堂に会する交流会「地域復興交流会議」を開催するなど、集落・団体のネットワークづくりに取り組んできた。地域復興交流会議の参加団体数は、毎回 30 団体以上あり、また毎回新規の参加団体もある。

この中越復興市民会議の活動をひとつの参考に、その役割を拡充される形で地域復興支援員設置支援のメニューができあがった。平成 20 年 4 月に発表された新潟県中越大震災第二次復興計画<sup>1)</sup>にも同事業について触れられている。同計画は、平成 17 年 3 月にまとめられた「新潟県中越大震災復興ビジョン」をもとに、立てられた復興計画の第二次計画であり、復旧段階の計画であった第一次計画から、次のステップを示す再生段階における計画と位置づけられている。同計画では、

表 1. 地域復興支援員 概要一覧

	長岡市				十日町市	南魚沼市	川口町	小千谷市	魚沼市
	長岡	栃尾	山古志	小国					
人口(人)		22,347	1,342	6,505	63,340	62,061	5,241	39,941	43,566
設置主体	(財)山の暮らし再生機構						川口町 観光協会	(財)小千谷市 産業開発 センター	(財)魚沼市 地域づくり 振興公社
設置人数(人)	7	2	5	2	4	4	4	12	11
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集提供</li> <li>・支援員の活動支援</li> <li>・旧長岡市域の地域づくり支援</li> <li>・地域の元気づくり支援</li> <li>・活動集落の継続支援</li> <li>・ネットワークづくり支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・地域おこし活動支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・地域おこし活動支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・高齢化集落への支援</li> <li>・活動集落の継続支援</li> <li>・集落、団体の連携支援</li> <li>・地域活性化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動集落の継続支援</li> <li>・高齢化集落への支援</li> <li>・農村の活性化支援</li> <li>・観光誘致支援</li> <li>・地域活性化支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化集落への支援</li> <li>・農村の活性化支援</li> <li>・観光誘致支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・ネットワーク形成</li> <li>・2地域居住推進支援</li> <li>・都市との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化支援</li> <li>・観光誘致支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・都市との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化支援</li> <li>・観光誘致支援</li> <li>・地域活性化支援</li> <li>・都市との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ復興支援</li> <li>・ネットワーク形成</li> <li>・都市との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ復興支援</li> <li>・ネットワーク形成</li> <li>・都市との交流の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型体験プログラムの策定など</li> <li>・集落維持活性化支援</li> </ul>
連携している中間支援組織				NPO法人 MTNサポート					
事務局の支援をしている組織			山古志住民会議				えちご川口 交流ネットREN	おぢや復興 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うおぬま体験交流推進協議会</li> <li>・魚沼市自然・歴史・食文化ネットワーク</li> </ul>

\*1 (社)中越防災安全推進機構復興デザインセンター Chuetsu Organization for Safe and Secure Society fukkou design center

\*2 新潟工科大学建築学科学科准教授・博士(工学) Assoc.Prof.,Dept. of Architecture and Building Eng., Niigata Institute of Technology, Ph.D

計画の基本的な考え方として、復興の柱を「『創造的復旧』から『活力に満ちた新たな持続可能性の獲得』へ」と立てている。また施策展開の考え方の中に、「復興人材づくりに向けた施策展開－復興にかかわる多様な人材育成」が掲げられており、事業計画の「コミュニティ再生への支援」の中に、「地域復興支援員設置支援」が盛り込まれている。

同計画が策定された当時の新潟県県民生活・環境部震災復興支援課の課長丸山由明氏は、「地域復興支援員設置支援」について「より実態に即した柔軟な発想の復興支援というものが可能になってくる。これは各市町村のこれから姿勢によって大分格差が生ずる可能性があります。各市町村の戦略性、支援体制の整備、強化ということが鍵になる」と述べている<sup>2)</sup>。以上のことから、これまで市民団体レベルで行われてきた復興支援体制を、地域復興支援員を設置することにより市町村の戦略のもとに、これまでよりもいっそう地域の実態に即した形で支援体制を構築することが見える。

### 2.3 地域復興支援員設置の各市町村の戦略

各市町村の支援員の設置概要を表1に示す。長岡市、十日町市、南魚沼市が(財)山の暮らし再生機構が設置主体になっている他、川口町、小千谷市、魚沼市は、それぞれの市町村が出資もしくは補助している公共的団体に設置されている。設置人数は、活動内容により多いところで12名になっている。また復興基金の「復興支援ネットワーク事業」を活用し団体や集落のネットワークづくりをする組織が各地で立ち上がり、その事務局を支援員が担っている場合も多い。

このように各地域において、設置人数から活動内容まで様々である。これは、各市町村のそれぞれの戦略が違うことによる。以下では、各市町村の設置背景について述べる。

#### ○長岡市柄尾地域

同地域は、震災により半蔵金地区、西谷地区、中野俣地区など山古志地域よりの山地集落が大きな被害を受けた。また平成18年1月に長岡市と合併した。柄尾地域では、復興基金メニューの「地域復興デザイン策定事業」を多くの地域が活用しての、集落再生の取組が活発化していた。それらの地域の活動のバックアップをすることが一つの柱となり支援センターが設置されている。

#### ○長岡市山古志地域

同地域は、震災により全村避難が行われ、他の地域よりも約1年遅れた平成19年12月に仮設住宅の完全退去がされた。同地域の住民の仮設住宅での生活支援

をするため生活支援相談員が社会福祉協議会に設置されていた。この生活支援相談員が地域復興支援員にスライドする形で、支援センターが設置されている。これらの理由から、同地域の支援センターでは、当初帰村後の生活支援に活動の重点が置かれ、集落再生に向けた活動は、実質平成21年度に入ってから展開されている。

#### ○長岡市小国地域

同地域は、震災により法末集落を中心に一部の山地の集落で大きな被害を受けた。また震災直後の平成17年4月に長岡市と合併をし、合併後的小国としての独自の地域づくりをどう進めていくのかも大きな課題となっていた。そこで、地域住民の有志が小国を使われていない「もったいない資源」を活用しての地域づくりを進めようと平成20年3月にNPO法人MTNサポートを立ち上げた。小国地域では同法人の活動と連携する形で地域復興の支援をする役割として支援センターを設置した。

#### ○十日町市

同市は、震災による直接的な被害は、小千谷市よりの一部の地域に集中した。また平成17年4月に5市町村が市町村合併をし、中山間地域が広大となった。同市が平成19年に発表した「中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査結果報告書」<sup>3)</sup>では、65歳以上の人口が50%を超える所謂限界集落(同市では中山間地高齢集落と呼ぶ)が44集落におよび、とりわけ合併した旧松代町、旧松之山町に集中している。そのことからこれからの中山間地域集落への対応が大きな課題となり、その生活実態の詳しい調査、対応のため支援センターの設置がされた。

#### ○南魚沼市

同市は、震災での直接的な被害は少なかったが、観光地を抱えているため、風評被害による観光客の激減が大きな課題となっていた。また、平成21年のNHK大河ドラマ「天地人」のゆかりの地ということで、市を挙げての大観光キャンペーンを予定していた。支援センターは、地域コミュニティづくりに加えて、観光ガイドの育成や地域での観光客を迎えるためのしきかけ、観光地としての魅力づくりの取組を進めるため設置された。

#### ○川口町

同町は震災後、集落単位での復興活動が活発に行われてきた町である。支援センターが設置された平成19年11月現在では14もの地域づくり団体が設立されている(一部震災前から活動)。これらの団体は、ボラン

ティアをはじめとした外部との交流の中で地域の再認識や活力が生まれ活動が活発化している。また支援センター設置とあわせて、その集落同士が交流・連携する組織として「えちご川口交流ネットREN」が設立されている。同町では、これらの立ち上がった地域づくり団体の町内外との交流や経済活動(町全体として六次産業)への取組の支援に重きが置かれている。

### ○小千谷市

同市の「小千谷市復興計画」<sup>4)</sup>では、中山間地域に位置する集落の再生と共に、産業・経済の復興が大きな柱となっている。農都共生による新しい農業を模索する中で、クライナルテンが整備されるなどの取組も行われている。そのことから支援員設置にあたり、集落の復興・再生と共に農産物の販路拡大・観光振興を目的に設置が予定されていた「おぢやファンクラブ」の立ち上げ支援が支援員の一つの役割となった。

### ○魚沼市

同市は府内各課へ「復興プロジェクト提案」をつのり、その中から「行政と市民の中間的組織となる支援員」が担うことが適切な「復興プロジェクト」を選択する形で、支援員の役割を決めた。そのプロジェクトは、都市交流や観光施設の有効利用を図るための「浅草山麓プロジェクト」、尾瀬国立公園の玄関口である湯之谷地域の振興を図るために「尾瀬プロジェクト」、地域の宝の調査、研究を進めるための「魚沼の自然、歴史、史跡関連団体のネットワークの構築と指導員等の人材発掘と育成」、合併後の地域自治組織として設立を進めている「コミュニティ協議会構築と活動支援」を行われている。平成21年からは集落を直接支援することを目的に「集落維持活性化支援」が加わっている。

以上県・市町村の戦略から地域復興支援員の役割を見てきた。そこから地域復興支援員の活動領域を示したのが図1になる。集落単位をベースにした「総合的な集落活動の支援」を基本にしながら、集落や団体間の連携による旧市町村単位をベースにしたもの、また経済活動の活発化を主な目的にしてものから、高齢者の安心・安全な暮らしづくりなど居住環境の整備を目的にしたものまで幅広く活動が展開されていることがわかる。これらの活動を市町村の戦略のもとに各地で、それぞれの特徴を持って活動が展開されている。

### 3. 考察

#### 3.1 「集落を支援する」とは

ここまでに整理してきた支援員の活動を少し踏み込んで実態を考察する。

新潟県中越大震災復興ビジョンの策定に中心的に関

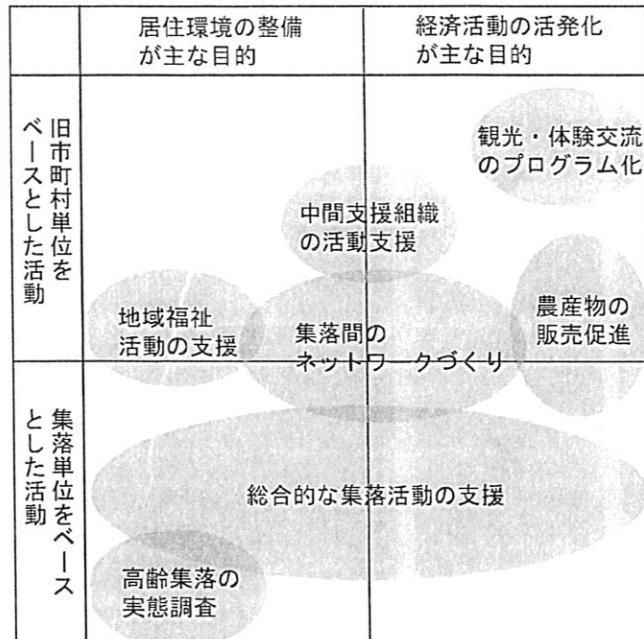


図1. 地域復興支援員の活動領域

わっていた、長岡造形大学教授の平井邦彦氏は、第二次復興計画の柱である「活力に満ちた新たな持続可能性の獲得」について「復興とは(中略)災害等により危機に瀕した地域社会の持続可能性を再び取り戻すこと。」と述べ、持続可能性を取り戻す上で重要なこととして「価値を認識するということ」「ほかとの豊かな相互依存関係を形成していくこと」と述べている<sup>5)</sup>。つまり、これまでの日本の経済成長の中で、価値が与えられなかった農村の価値を見直すということ、また都市に人が流れてきたこれまでとは違い、都市と農村での循環関係をつくるなどの、ただどちらかが依存したり搾取し合うような関係ではない、豊かな関係を構築していくことが必要であると読み取ることができる。

この「活力に満ちた新たな持続可能性の獲得」という一つの目標も踏まえ、これまでの中越復興市民会議や地域復興支援員の活動蓄積から、集落の主体的な活動の展開のステップとそれに対する支援員の活動の関係を図2に示す。ステップ①～③までの、地域づくりきっかけ、地域の再認識、成功体験づくりは、本格的な活動を展開するまでの準備期間とも言え、集落に小まめに通い、支援員自らの存在によって地域に新しい気づきを作っていく。この期間を、川口町地域復興支援センターの春日慎也氏<sup>6)</sup>は、「元気づくり支援」と呼ぶ。またステップ④～⑤は、本格的に集落内外の資源をコーディネートしながら長期的な視野にたって活動を組み立てていく段階になる。この段階は同様に「地域づくり」支援と呼ぶ。

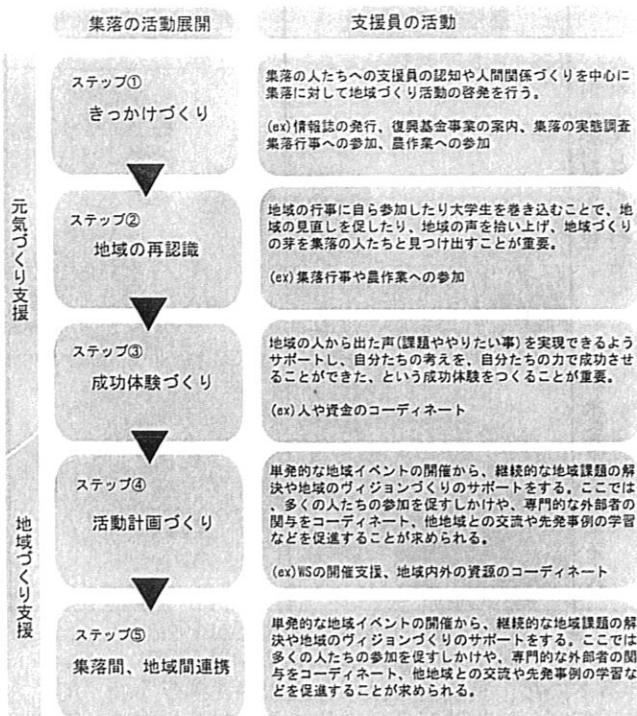


図2.集落の活動ステップと支援員の活動

ここから見てとれるように、集落の地域の再認識を促すことから、地域内外の他者との関係をコーディネートすることにより集落の活動のステップを上げていくことがわかる。支援員には、こういった全体のプロセスをプロデュースする役割が求められることがわかる。

### 3.2 集落支援の事例(長岡市小国地域桐沢集落)

上記の理解を深めるため長岡市小国地域桐沢集落での実際の支援員の活動を事例として紹介する。

支援員は、地域に対して復興基金の活用を一つのきっかけにしてもらおうと地域内の集落に対して情報提供を行い、桐沢集落が以前から計画していた集落の遊休地を活用した「公園づくり」の相談を支援員に持ちかけた(①きっかけづくり)。支援員は、地域の会議に参加したり、大学生を巻き込み集落の農作業に参加した。また集落に「まちあるき」の提案や「世代別座談会」を提案、また友好都市との交流事業で、食材の提供やイベントの運営に参加してもらい、外部との交流による地域の再評価を促した(②地域の再認識)。その間、集落の収穫祭を子どもたちも巻き込んで実施、また支援員による企画「友好都市との交流事業」に積極的に関与してもらうこと(料理の提供や米の販売、民泊)などで地域の成功体験を作っていた(③成功体験づくり)。冬の間は、春からの活動の計画づくりのために短期間での集中的な会議を行った。また当初からあった公園づくりを都市交流・世代間交流の場とし

て活用するというコンセプトが生まれたり、農業所得向上のための米の直販・加工品づくりを進めていくという話し合いが行われた。また話し合いを受けて、春からは本格的な計画づくりに向けて専門家の関与を支援員がコーディネートしている(④長期的な計画作り)。また加工品づくりに関しては、中間支援組織であるMTNサポートの将来構想にある共同の直売所での販売を視野に入れ、小国地域内で加工品づくりに取り組む集落との商品のダブりを防ぐ調整が行われた(⑤集落間、地域間の連携)。このように、支援員の提案や地域内部・外部の人たちをつなぐコーディネートによって、集落の主体的な地域づくり活動、集落同士が連携した活動が進んできていることがわかる。

### 3.3まとめ・今後の課題

地域復興支援員がスタートしてから約2年が経過した中で確実に地域の復興活動は広がりを見せている。

今後の課題を以下に3つ示す。1つは、復興に向けて動き出した地域の持続性、将来の地域像をどう具体的に描いていくのかということだ。現状、集落自身の価値の再認識から長期的な活動の組み立てがいくつかの集落で見られるようになったが、人口がこれからも減少していく中での地域の持続性はまだ見えない。2つ目は、支援員と行政の協働の問題だ。現在も、支援員と行政は情報共有、連携しながら活動を進めているが、それは十分ではない。集落単独の活動から地域全体で連携しながら地域の持続性をつくっていくためには、行政施策との有機的な連携は欠かせない。3つ目は、これらの活動を支えている支援員は5年という时限的な取り組みであり、支援員が残りの時間で何をしなければならないのか、事業終了後市町村がどのような戦略を描くのか、また地域復興支援員設置支援という事業をどう評価するのかということが課題としてあげられる。この中越地域を長期的な視点で見た場合、これらの課題をセットで議論していかなければならぬ。

### 参考文献

- 1) 新潟県中越大震災復興計画【第二次】、新潟県HP
- 2) 丸山由明 (2008) : 今後の復興支援体制について、地域復興交流会議報告書 Vol. 3, pp.07-08.
- 3) 中山間地高齢化集落生活実態アンケート調査結果報告書、十日町市HP
- 4) 小千谷市復興計画、小千谷市HP
- 5) 平井邦彦 (2008) : 本格復興に向けて、地域復興交流会議報告書 Vol. 3, pp.05-06.
- 6) H20年度地域復興支援員研修会報告書,pp139

2011年6月吉日

地域包括ケアの町への復興応援団

(発起人)

社会福祉法人いきいき福祉会

専務理事総合施設長 小川 泰子

社会福祉法人長岡福祉協会

高齢者総合ケアセンターこぶし園

総合施設長 小山 剛

福祉自治体ユニット

事務局長 菅原 弘子

東京大学高齢社会総合研究機構

教授 辻 哲夫

NPO 法人高齢社会をよくする女性の会

理事長 樋口 恵子

公益財団法人さわやか福祉財団

理事長 堀田 力

東日本大震災 被災地復興に向けて

「地域包括ケアの町」提言 ご賛同のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は温かい地域づくりにご支援ご理解を賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

さて、この度、私どもは、東日本大震災で甚大な被害を受けた被災地が、いきいきと暮らせるまちに復興することを心から願い、その実現に向けて、「地域包括ケアの町」提言を取りまとめました。

被災地では仮設住宅の建設、入居が始まっていますが、目指す地域包括ケアの町、最後まで自宅で心豊かに暮らせるまちづくりには、仮設住宅に移る今の段階からの将来を見据えた体制づくりが非常に重要であると考えています。

本提言を強力に広めるために、ぜひ皆様のご理解ご賛同を頂きたく、提言書をご高覧のうえ、ご賛同者としてお名前をいただければ誠に幸いです。

つきましては、ご賛同いただけます場合には、以下のホームページよりお申し込みください。

(申込み→ さわやか福祉財団HP内 [http://www.sawayakazaidan.or.jp/chiiiki\\_houkatsu\\_care/](http://www.sawayakazaidan.or.jp/chiiiki_houkatsu_care/))

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

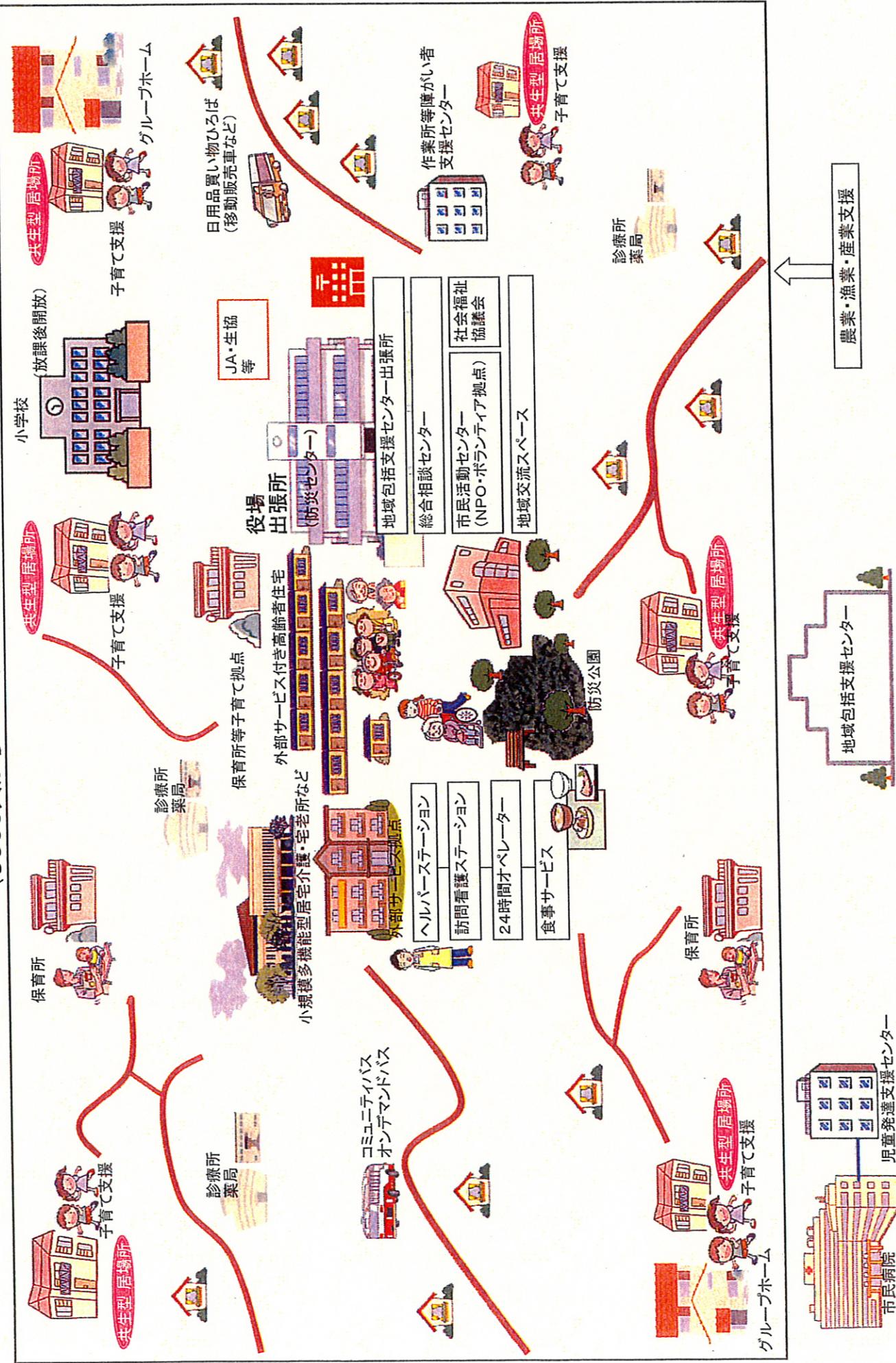
(問い合わせ先・事務局)

公益財団法人さわやか福祉財団

担当：清水、丹、加藤

Tel.03(5470)7751 Fax.03(5470)7755

すべての人の尊厳を支えるために～ 地域包括ケアの町イメージ図  
(3000人から5000人のコミュニティー)



## イメージ図の説明

1. この図は、最後まで自宅で暮らせるまちを表しています。
  - (1) 一人暮らしで介護が必要な方は、まちの真ん中にある外部サービス付き高齢者住宅に入ることができます。
  - (2) そこには、近くにある外部サービス拠点から、介護、看護、食事など、必要なサービスが、24時間365日届きます。また、診療所から医師が出向きます。
  - (3) だから、その地域に大きな施設や病院がなくとも、最後まで自宅で暮らせます。
  - (4) 高齢者住宅の近くに子育て拠点や交流スペースなどがあり、いろんな方と交流できます。
  - (5) なお、外部サービス拠点は、家族と同居している高齢者などにも、必要なサービスを届けます。
  - (6) 高齢者に限らず、移動販売車などによる日常品の買い物サービスや、自由に要求に応じるコミュニティバスの移動サービスが提供されます。
  - (7) 地域包括支援センターの出張所では、高齢者や障がい者の医療やケアに必要な情報が集積されます。
2. この図は、社会全体で子育てするまちを表しています。

幼稚園と保育園を統合した保育所（こども園）で、幼保一元が実現しています。

人々が集い、交わる居場所で子育て支援も行われます。

小学校の校庭は、放課後、子どもたちやまちの人々に開放されます。
3. この図は、ひろく就労できるまちであることを前提としています。

外部サービス拠点は、多様な就労の場をつくります。

障がい者それぞれの能力を生かす職場をつくるよう、まちぐるみの努力が求められます。
4. この図は、住民がつどい、安らぎ、交わり、能力を生かすまちを表しています。

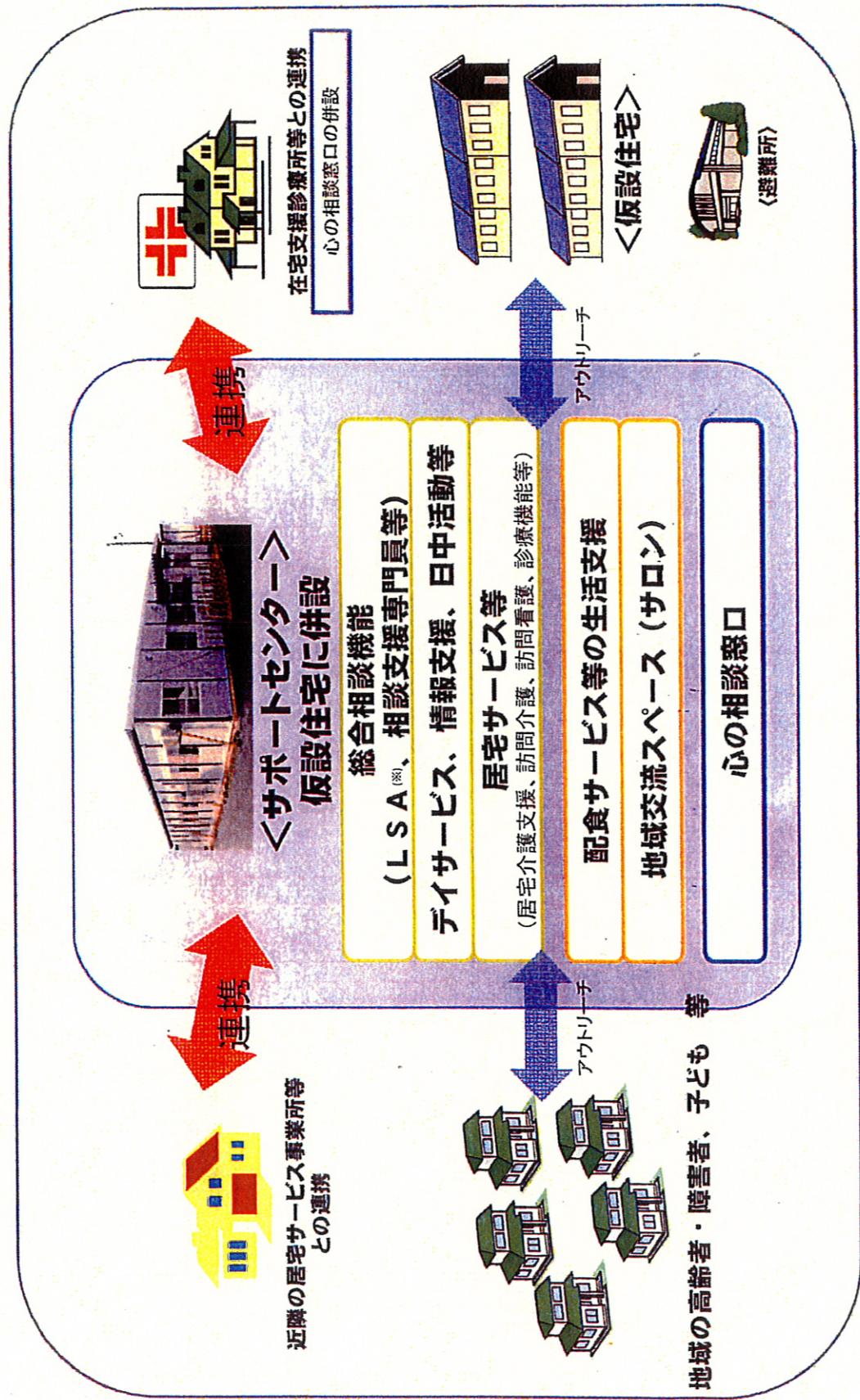
そのためのセンターや居場所が多く設けられており、そこで、助け合いも生まれ、まちづくりの智恵や協力も生まれてきます。
5. この図は、モデルとなるイメージを描いたもので、これを一つの参考にして頂きながら、それぞれのまちの状況に応じて、住民の意見に沿ったまちをつくることが大切です。

たとえば、観光や文化の点で特長のあるまちにするなど、日本最高の魅力あるまちに復興してほしいと願っています。

そして、絶対に欠かせない目標は、すべての人が尊厳をもつて、その人らしい暮らしができるまちに復興するという理念だと考えています。

出典：厚生労働省 老健局、2011年4月

## 仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)



\* LSA: ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

## 東日本大震災支援ネットワーク 省庁との定例連絡会 要望提案シート

提出日：2011年6月 23日

団体名： 日本医療福祉生活協同組合連合会	活動エリア ①事務所所在地 (東京都新宿区百人町3-25-1 サンケンビル4階) ②活動地域 <sup>ii</sup> (宮城県、福島県、岩手県)
代表者名：藤谷恵三専務理事 担当：藤井啓子	連絡先メールアドレス： ke_f@hew.coop
種別：※いずれかに○を 1. 要望 <sup>iii</sup> (要望先省庁・組織名 内閣府 ) 2. 協力呼びかけ <sup>iv</sup> (呼びかけたい対象： ) 3. 情報共有 <sup>v</sup> (呼びかけたい対象： ) 4. その他提案等 (提案先 )	
要望内容、呼びかけ内容 <sup>vi</sup> 等：	
<p><u>要望</u></p> <p>仮設住宅に入居すると自立と判断されて、ボランティア支援が出来なくなります。            支援物資を届けたり、炊き出しなどの開催の申し出を行政から断られるのが現状です。            ボランティア支援が柔軟に対応できるように市町村に働きかけていただけるよう            要望します。</p> <p>このままでは、仮設住宅での孤独死につながっていくことを懸念します。</p> <p>*厚生労働省災害救助・救援対策室は「災害救助法上は通常、仮設住宅の入居者の物資            支援はしていないが、困っている人がいれば柔軟に対応してほしい」とコメント。</p>	

## 東日本大震災支援ネットワーク 省庁との定例連絡会 要望提案シート

提出日：20011年6月 14日

団体名：	活動エリア ①事務所所在地 <sup>i</sup> （ 東京都文京区 ） ②活動地域 <sup>ii</sup> （ ）
代表者名： 太田達男	連絡先メールアドレス： shiraishi@kohokyo.or.jp
種別：※いずれかに○を 1. 要望 <sup>iii</sup> （要望先省庁・組織名 内閣官房震災ボランティア連携室 ） 2. 協力呼びかけ <sup>iv</sup> （呼びかけたい対象： ） 3. 情報共有 <sup>v</sup> （呼びかけたい対象： ） 4. その他提案等（提案先 ）	
要望内容、呼びかけ内容 <sup>vi</sup> 等：  政府は被災地の状況に応じた対応を日々展開されており、NPO、ボランティア団体等から寄せられる数多くの要望、協力要請に対しても、既存の制度を上手く活用されていると思います（例えば被災地支援の車輌に対する高速道路無料通行証の配布等）。しかし、このような対応策が、残念ながら必ずしも被災者を含む一般人に通知されていないことも事実です。せっかくの対応策が活かされていない理由の一つに、情報の内容によって通達場所（方法）が異なり、必要な情報を搜すのが難しい状況にあるということが挙げられます。  そこで、この問題を解決するために「助け合いジャパン」という既存のサイトを活用し、必要な情報を見つけやすいよう工夫した上で、セクター間の壁を越えた震災関連の情報を包括的に発信していただくことをお願いしたいと思います。	

※頁が足らない場合は随時追加して下さい。但し簡潔な記載にご協力下さい。

<sup>i</sup> 事務所局の所在地をご記入下さい。東京都、仙台市、など大まかな記入で構いません。

<sup>ii</sup> 被災地で実際に活動されている場合など、活動エリアが特定されている場合はご記入下さい。

<sup>iii</sup> 特定の省庁に対する要望を希望される場合は、可能な限り具体的に改善要望を求めるたい省庁名、部局名をご記入下さい。要望提案先が不明な場合や、特定の省庁・部局に限らない提案の場合などは、空欄で提出するか、「○×の活動に該当となる部局」などご記入頂ければ幸いです。

<sup>iv</sup> 呼びかけの場合は、呼びかけたい対象ができるだけ具体的にご記載下さい。

<sup>v</sup> 特定の分野、団体等に情報共有を行いたい場合は、その旨明記下さい。

<sup>vi</sup> 要望内容、呼びかけ内容はできるだけ具体的、簡潔にご記載下さい。

また特定地域について状況改善を求める場合は、要望提案の中に具体的な市町村名、地区名、施設名等をご記入下さい。貴重な情報源となります。

具体的なご質問を頂いた場合は、可能な限り事前に関係省庁に照会します。

## 要望書

平成 23 年 6 月 22 日第 5 回省庁連絡会議

平成 23 年 6 月 21 日提出

### 1. 避難所・在宅避難者の食事・物資

避難所から籍はずして在宅避難者になると物資や食事の支給がもらえない。

なぜ支給がもらえないのか？在宅避難者も食事・物資がもらえるようにしてほしい。

### 2. 仮設住宅の方のケア（どんなボランティア団体でも仮設住宅で活動ができるように） 一人暮らしのお年寄りの訪問活動、安否確認のため。（孤立死にならないために、避難所での 炊き出しや、音楽などの提供）

### 3. 石巻の商店街の店が個人の名義ではなく、会社の名義になっているので社名義でも個 人名義でも高速が無料になりように。（国土交通大臣）

### 4. 避難所と地元にガイガカウンターが必要。放射線量測定 19,000 個が 3 月から成田空港 で止まつたままになっている。それを早く現地に届けるように。

### 5. 社会福祉協議会：社会協議会を通して個人ではボランティア保険に入れません。 個人でボランティア保険に入れるようにしてほしい。

### 6. 社会福祉協議会：ボランティアに登録する際、社会福祉協議会を通してボランティア 保険に入ります。その時の個人情報はどうなっているのか。

日本緊急援助隊

[team@jhelp.com](mailto:team@jhelp.com)

# 東日本大震災への対応 ~首相官邸災害対策ページ~

[▲ トップページへ](#)
[トップ > 政府の地震情報・生活支援【東日本大震災への対応】](#)

**まずご覧ください**



## ■ 東電福島原発・放射能関連情報は[こちら](#)

### ● 福島県の一部地域で産出されるタケノコに係る出荷制限の解除について

国の暫定基準値を超える放射性物質が検出されたため、5月9日から出荷制限していた天栄村産のタケノコ、及び5月13日から出荷制限していた国見町産のタケノコについて、その後の検査で3回連続で基準値を下り、安全性が確認されたので、制限を解除しました。詳しくは[こちら](#)

[更新: 6/21]

### ● 「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」および「東電福島原発事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況について

原子力災害対策本部で、「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況、および「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況について、とりまとめました。

[【参考リンク】「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況\(全体版\)](#)

[【参考リンク】「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況\(全体版\)](#)

[更新: 6/17]

### ● 「二重債務問題への対応方針」について

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」をとりまとめました。

- ・負債を抱えながら被災された中小企業や農林水産業などの事業者の皆様向けの、震災前の借り入れの負担軽減、事業再生に向けた新たな借り入れの支援のための対策
- ・住宅ローンを抱えたままご自宅が被災された方向けの、震災前の住宅ローンの負担軽減、新たなお住まいの確保の支援のための対策などを盛り込んでいます。詳しくは[こちら](#)

[更新: 6/17]

### ● 特定避難勧奨地点

原子力災害対策本部は、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について、対処方針を定めました。詳しくは[こちら](#)

[更新: 6/16]

### ● 食品に関する出荷制限の一覧は[こちら](#)

※食品に関する指示の実績(出荷制限及び摂取制限の指示の一覧)をご覧ください。

[更新: 6/21]

→ [すべて表示](#)



**twitter**  
官邸災害情報Twitter  
[すべてのTweetを見る](#)

政府からのお知らせ  
**ハンドブック**  
被災された皆さまへの支援情報をまとめた冊子です!

**被災地のために  
日本のために**

ラジオ・壁新聞等

**震災情報 官邸発**  
全国のFMラジオで毎日放送 音声配信も実施中  
ラジオで毎日放送中。[音声を聞く](#)

被災地直行 **壁新聞**  
避難所へ向けての生活支援情報をお届けしています  
避難所などに掲示中。[壁新聞を読む](#)

**手書き 大切なお知らせ**  
プリントアウトして被災者の方にお渡しください

**ボランティア活動**  
への参加をお考えの方へ

**福島県双葉郡**  
にお住まいになっていた皆さまへ

**東日本大震災義援金 政府窓口**  
**東日本大震災義援金 政府窓口**

## 手渡し「大切なお知らせ」

### ～高齢者、一人暮らしなど、情報が行きとどいていない被災者のために～

被災者の方々に知ってもらいたいことがたくさんあります。政府からは壁新聞を発行し、ハンドブックも大勢の被災者の方々にお配りしています。

しかし、その中身を難しく感じたり、自分にとってどの情報が重要なのか、よく分からないと感じる方もいて、重要な情報が被災者の方々に届いていない状況もあります。

そこで、ボランティアの皆さんや市町村の職員の方々、お近くに被災者がお住まいのあなたにご協力いただき、情報がなかなか伝わりにくい被災者の方々に、皆さんから直接、お伝えしていただきたい情報を「被災者へのお知らせ」としてまとめました。

全部ではなくて結構です。あなたの周りにいる被災者の方にとって、重要だと思う「被災者へのお知らせ」を出力して、その方に直接、お渡ししつつ、説明してあげてください。

「被災者へのお知らせ」はおもて面、うら面でワンセットになっています。おもて面は、被災者の方にこれだけは知ってほしいと思うことをまとめてあります。被災者の方にはおもて面を見せてください。

うら面にはより詳しい説明を記載しています。あなたが被災者の方に説明する際の参考にしてください。

被災者の生活の支援のために、あなたの力を貸してください。

#### ●いのち

- り災証明書、もらっていますか？**
- 避難先をお知らせください**

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

#### ●しごと

- 仕事に関する相談、受け付けています**
- 給料や退職金、ちゃんと受け取られていますか？**

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

なお、以下のURLを参考にしてください

ハローワーク所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwrmap.html>

労働基準監督署・緊急相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001841w.html>

#### ●健康

- 食中毒に気をつけましょう**
- 感染症に気をつけましょう**
- 熱中症に気をつけましょう**

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

#### ●安全

- 悪質商法にご注意ください**
- 土砂災害に注意してください**
- 大雨や台風に備えましょう**

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

([PDF版\(カラー\)](#))

また、下記のリーフレットもココロのケアに役立ちます。

出力してご活用ください。

- ほっと安心手帳(内閣府 共生社会政策)**

被災者のみなさんへ



## 政府からのお知らせ

# り災証明書 もらっていますか？



### り災証明書って？

- ▶ 税金を免除してもらったり、  
支援金、義援金を申請するときなどに必要です。
- ▶ り災証明書を持っていないと、  
支援が受けられないことがあります。
- ▶ 被災の際に居住していた市町村に申請することができます。
- ▶ 申請された被害の事実を確認した上で発行されます。

お問い合わせ先：被災の際に居住していた市町村

## り災証明書について

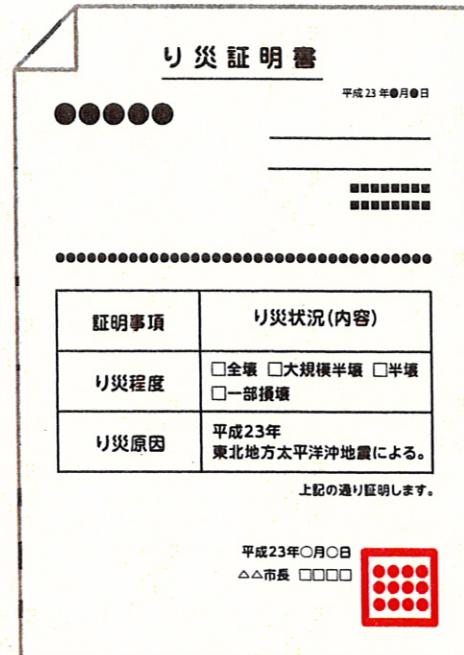
### り災証明書のメリット

り災証明書によって、

- 支援金、義援金の受領
- 税金、保育料、国民健康保険料等の減免
- 応急仮設住宅への入居、住宅の応急処理、  
住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

などの支援を受けることができます。

※ただし、市町村によって内容は異なります。



### 手続きは

- 被災の際に居住していた市町村に申請する。  
(申請時に必要なものは申請先の市町村に確認してください。)
- 津波により住家が全壊した場合等を除き、後日、被災の事実を認定するための被害調査が必要となります。本人の立会いの要否については、申請時に窓口でご確認ください。
- 上記②の被害調査が必要な場合には、り災証明書の発行は、調査終了後となります。

### 留意点

- り災証明書の様式は、発行する市町村により異なります。
- 被災した市町村においては、発行に時間を要することがあります。

詳しくは被災の際に居住していた市町村まで。



## 政府からのお知らせ

避難先を、お住まいだった市区町村に連絡していない方へ

# 避難先を お知らせください。 大切な連絡が届くようになります。

▶ 現在の避難先の市区町村に、ご自身の今の住所等をお知らせください。「全国避難者情報システム」により避難前にお住まいの市区町村に連絡されます。

▶ 避難前にお住まいの市区町村から  
○お見舞い金など各種給付のご連絡  
○税や保険料の減額、免除の情報  
などを今後お届けできるようになります。



### 現在の避難先の市区町村に提供していただきたい事柄

- ① 氏名・生年月日・性別 ② 避難前の住所 ③ 避難先の場所



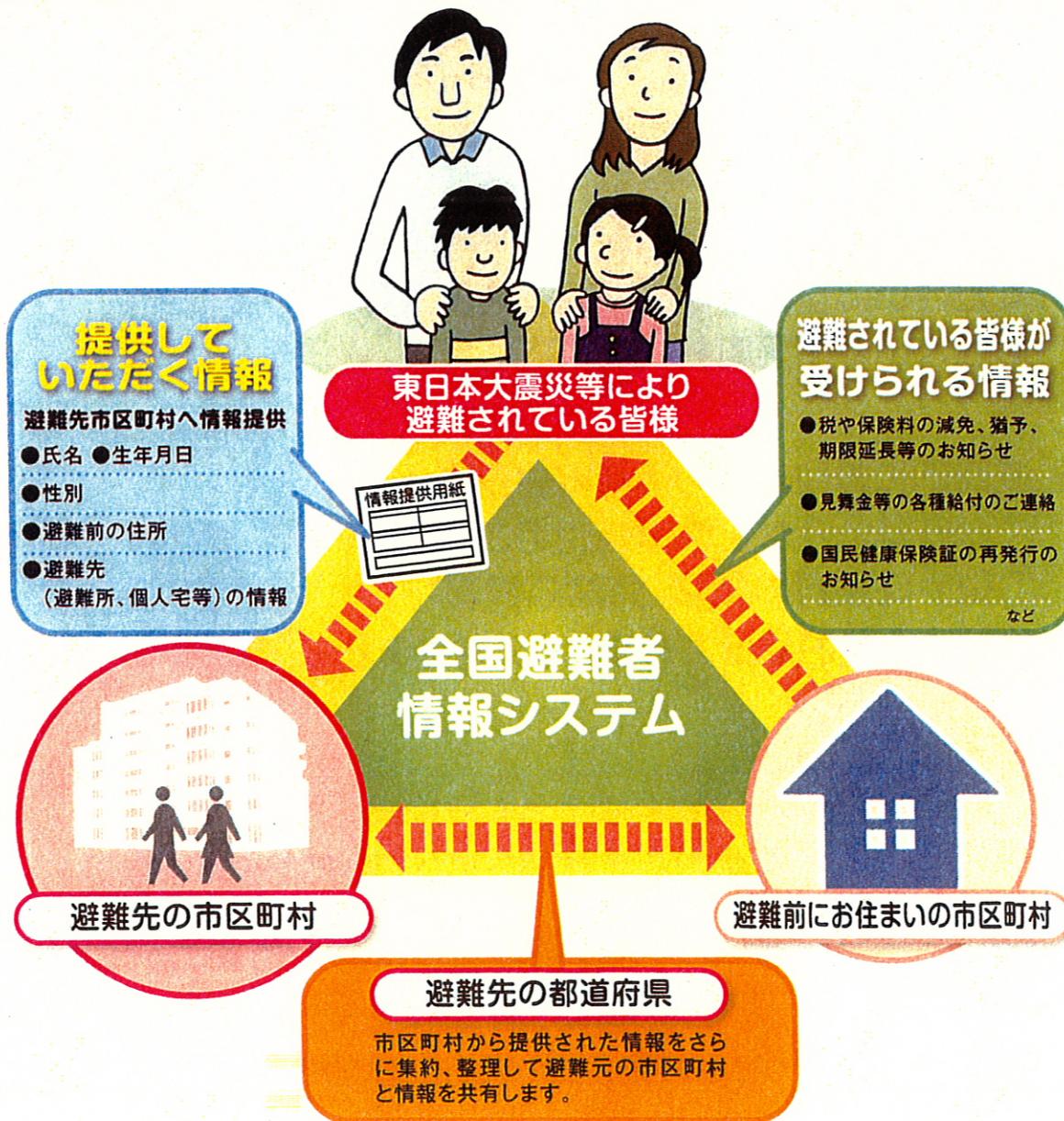
- 避難先を、お住まいだった市区町村に連絡していない方
- 特に遠方や親戚の家に避難している方

## 「全国避難者情報システム」に情報提供を

### 全国避難者情報システム

都道府県・市区町村が協力しあって、避難されている皆さんに必要な情報を届けしようとするシステムです。支援者の皆さんより、個人宅や避難所に避難されている方々へお伝えいただくよう、ご協力をお願いいたします。

### 全国避難者情報システムのしくみ



## 政府からのお知らせ

勤め先が休業  
してしまった

社宅・寮付きの  
仕事を探している

別の地域で  
就職したい

内定が  
取り消された…

# 仕事に関する相談 受け付けています。

全国のハローワークに  
「特別相談窓口」を設置し、  
被災者の方々の仕事に関する相談に  
お応えしています。



- ▶ 被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。
- ▶ 震災により職を失われた方には、無料での職業訓練や、生活費の支給を受けられる制度もあります。
- ▶ 遠方での就職を検討している方には、面接のための交通費と引っ越し代を支給します。

お問い合わせ先：全国のハローワークまで

# くわしく説明します



政府広報

## 面接のための交通費と引っ越し代を支給します

ハローワークに登録して遠方での就職を探している方には、面接のための交通費や、就職が決まった後の引っ越し代が出ます。

制度名	概要	申請窓口	限度額
広域求職 給付費	ハローワークの紹介で、往復300km以上遠方の会社を訪問して活動をする場合に支給されます。	ハローワーク	交通費実費+宿泊料 (一泊上限8,700円)
移転費	ハローワークの紹介で、遠方の会社に就職する場合に、引っ越しにかかる経費などが支給されます。	ハローワーク	交通費実費 +移転料(上限141,000円) +着後手当(上限19,000円) ※単身の場合

## 無料で職業訓練・生活費を支給します

再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。さらに、訓練期間中の生活費が支給される制度もあります。詳しくは、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

## ハローワーク連絡先一覧

ハローワークでの「特別相談窓口」の設置や避難所への出張相談で、被災されたみなさんの支援に取り組んでいます。勤め先が休業してしまった、社宅・寮付きの仕事を探している、別の地域で就職したい、内定を取消された…など、なんでもご相談ください。

岩手県	盛岡	019-651-8811
	沼宮内	0195-62-2139
	釜石	0193-23-8609
	遠野	0198-62-2842
	宮古	0193-63-8609
	花巻	0198-23-5118
	一関	0191-23-4135
	水沢	0197-24-8609
	北上	0197-63-3314
	大船渡	080-5949-8155
宮城県	二戸	0195-23-3341
	久慈	0194-53-3374
	盛岡新卒応援ハローワーク	019-653-8609
	仙台	022-299-8811
	大和	022-345-2350

宮城県	築館	0228-22-2531
	迫	0220-22-8609
	気仙沼	080-2807-4956
	仙台新卒応援ハローワーク	022-726-8055
	福島	024-534-4121
	平	0246-23-1421
	磐城	0246-54-6666
	勿来	0246-63-3171
	会津若松	0242-26-3333
	南会津	0241-62-1101
福島県	喜多方	0241-22-4111
	郡山	024-942-8609
	白河	0248-24-1256
	須賀川	0248-76-8609
	相双	0244-24-3531

被災者のみなさんへ



政府広報

政府からのお知らせ

# 給料や退職金 ちゃんと受け取られていますか？

- ▶ 震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払いします。

お問い合わせはお近くの労働基準監督署まで



平成23年(2011年)6月8日発行



## 給料や退職金の一部を立て替えています。

### 給料や退職金を国が立て替えます

震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払いする制度が利用できます。「未払賃金立替払制度」については、申請手続きも簡素化しています。詳しくは、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

お近くの労働基準監督署まで。なお、以下の連絡先でご近所の労働基準監督署の連絡先をご案内しています。

岩 手	岩手労働局労働基準部監督課	019-604-3006
宮 城	宮城労働局労働基準部監督課	022-299-8838
福 島	福島労働局労働基準部監督課	024-536-4602

### 立て替え払いの請求手続きについて

#### 1 企業倒産状態の認定申請

労働基準監督署に「認定申請書」を提出し、企業が倒産状態にあることについて認定を受けてください。

#### 2 未払賃金額等の確認申請

倒産認定を受けた後、労働基準監督署に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認を受けていただきます。

#### 3 立替払の請求書の提出

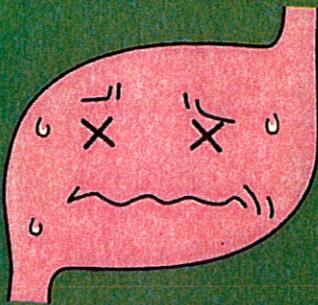
未払賃金の額等の確認を受けた後に、「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」を提出していただことになります。



政府からのお知らせ

暑い季節になってきました

# 食中毒に 気をつけましょう



- 食べ物が腐りやすい夏場は食中毒が起きやすくなります。
- 抵抗力が弱い人は命に関わることもあります。  
しっかり防ぐことが大切です。

チェック

## 食中毒を防ぐためにできること

- ▶ 下痢、発熱、手指に傷がある方は、  
食品の調理や配布に関わらない。
- ▶ 避難所では、配られた食事はすぐに食べる。
- ▶ 調理をする際には十分加熱する。
- ▶ 野菜を生で食べる場合は水でしっかり洗う。

仮設住宅では  
特に注意!!

食中毒は油断すると誰にでも起こります。予防を心がけ、互いに支え合いましょう。



## 被災者の食中毒への配慮について

### ▶ご注意ください！お肉の生食・加熱不足による食中毒

梅雨の時期から夏にかけては、食中毒に注意が必要な季節です。食中毒は1年中発生していますが、暖かく湿気が多いこの時期は、食中毒の原因となる細菌の増殖が活発になるため、食中毒が発生しやすくなります。特に注意したいのが、鶏肉や牛肉などに付着する「カンピロバクター」や「腸管出血性大腸菌O-157」などの細菌による食中毒です。

### ▶食中毒は夏季に多く発生しています

腸管出血性大腸菌O-157などの細菌による食中毒は、5月から9月にかけての夏季に多く発生しています。これは、細菌が高温多湿を好み、梅雨から9月ごろにかけて、増殖が活発になるためです。

### ▶食中毒予防のために

食材を買うとき、保存、下準備、調理、食べるとき、各段階で、細菌やウイルスを「付けない」「増やさない」「やっつける」ことを実践することが大事です。それぞれの段階で実践すべき主なポイントを紹介します。

食材を買うとき	●肉や魚などの生鮮食品や冷凍食品は買い物の最後に買う
家庭での保存	●帰ったら生鮮食品はすぐに冷蔵庫へ保管する ●肉や魚は汁が漏れないように包んで保存する
下準備	●調理の前に石けんで丁寧に手を洗う ●野菜などの食材を流水できれいに洗う ●生肉や魚は生で食べるものから離す ●生肉や魚、卵を触ったら手を洗う ●生肉や魚を切ったまな板や包丁は必ず洗って熱湯消毒する ●ふきんやタオルは清潔なものに交換。台所は清潔に保つ
調理	●肉や魚は十分に加熱。串を刺して中心まで火が通ったか確認する。
食事	●食べる前に石けんで手を洗う ●作った料理は、長時間、室温に放置しない ●温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食べる ●清潔な食器を使う

政府からのお知らせ

避難所などで集団生活を送られている方へ

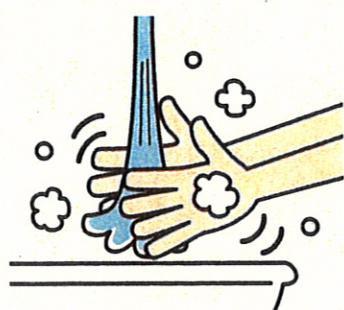
# 感染症に 気をつけましょう



- 避難所などの集団生活では、風邪やインフルエンザなどの感染症が流行しやすくなります。

チェック

## 感染症予防のためにできること



▶こまめな手洗い



▶マスクの着用

発熱、咳、下痢や嘔吐がある方はできるだけ早く医師の診察を受けましょう。

## 被災地で感染症の流行をおさえるために

### ▶症状のある方への注意事項

#### ①発熱・せきなどの症状がある方へ

他の方に、風邪・インフルエンザを移さないために、軽い症状であってもマスクを着用しましょう。

#### ②下痢や嘔吐などの症状がある方へ

脱水にならないよう水分補給を心がけましょう。また、周囲に感染を広げないよう手洗いを励行してください。

※これらの症状がある方は、速やかに医師の診察を受けてください。

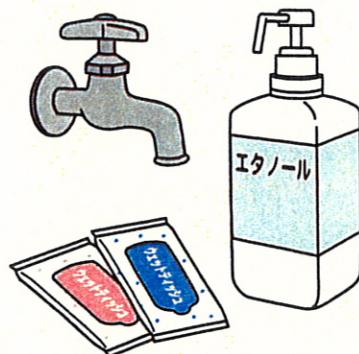
#### ③けがをされた方へ

破傷風に感染するおそれがあります。土などで汚れた傷を放置せず、医療機関で手当を受けるようにしてください。

### ▶感染症の流行を防ぐ

避難所などでの集団生活では、感染性胃腸炎等の消化器系感染症や、風邪やインフルエンザ等の呼吸器系感染症が流行しやすくなります。

避難所の生活者や支援者は、こまめに手洗いを励行するよう心がけてください。



### ▶その他 健康管理のため、水分補給を心がけましょう

- 様々なストレスや、トイレが整備されないことが原因で、水分をとる量が減りがちです。
- また、気温が高いときには脱水状態になりやすいので、こまめに水分をとりましょう。
- 特に高齢者は脱水に気付きにくく、こうした影響を受けやすく、尿路の感染症や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などの原因にもなるので、しっかりと水分をとるようにしましょう。



政府からのお知らせ

仮設住宅や  
避難所では  
特に注意!!

暑い季節になってきました

# 熱中症に 気をつけましょう



- 熱中症は室内でも多く発生しています。夜も注意が必要です。

チェック

## 熱中症の予防のために～室内でできること

### ▶ 水分・塩分補給が大切です

- こまめに水分をとっていますか？

高齢者は、加齢によりのどの渴きに対する感覚が鈍くなります。

このため、のどの渴きを感じなくともこまめに水分補給をするようにしましょう。

また、水分とともに塩分（スポーツドリンク、塩あめなど）も補給しましょう。

### ▶ 暑さを避けましょう

- 部屋の風通しを良くしましょう。

- 室内に直射日光が入らないようにしましょう。

例えば、カーテンをつけるのもいいですし、ゴーヤーやアサガオ等のツル性の植物を窓の外側に植えたりすること（緑のカーテン）も一案です。

- 風通しの良い服を着ましょう。

- エアコンや扇風機を上手に使いましょう。

その際、空気が循環するようにするとよいでしょう。

## 被災者の熱中症への配慮について

### ▶以下の症状の方を見かけたら熱中症を疑いましょう……

#### 軽度

- めまい
- たちくらみ
- 筋肉痛
- 汗がとまらない

#### 中度

- 頭痛
- 吐き気
- 体がだるい(倦怠感)
- 虚脱感

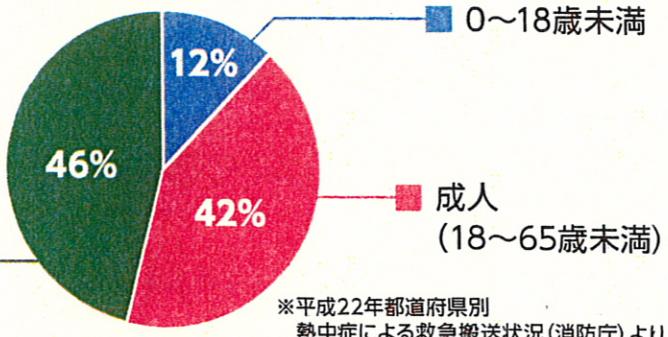
#### 重度

- 意識がない
- けいれん
- 高い体温である
- 呼びかけに対し返事がおかしい
- まっすぐ歩けない
- 走れない

### ▶高齢者には特に注意しましょう……

熱中症患者の年齢別割合

■ 熱中症患者のおよそ半数は高齢者(65歳以上)です



- 高齢者は、のどがかわからなくてもこまめに水分補給しましょう。
- 部屋の温度をこまめに測りましょう。

### ▶幼児にも注意しましょう……

- 幼児は体温調節機能が十分発達していません。
- 晴れた日には、地面に近いほど気温が高くなるため、幼児は大人以上に暑い環境にいます。

### ▶その他、次の方は注意しましょう……

食事を抜いたり寝不足の人、風邪などで発熱している人、下痢などで脱水症状の人、肥満の人、心肺機能や腎機能が低下している人、自律神経や循環機能に影響を与える薬物を飲んでいる人などは、熱中症になりやすいので特に注意しましょう。

政府からのお知らせ

# 悪質商法に ご注意ください!!



気になることがあつたら、電話でご相談を。

● 悪質商法についてのご相談

警察総合相談電話→#9110

悪質商法110番→ 0120-214-888

チェック

## このような悪質商法にご注意ください

- ▶ 復興事業関連企業への投資として、電話で社債や未公開株の購入を勧誘された。
- ▶ 放射能物質の除去に効果があるとして、高額な浄水器を買わされた。
- ▶ 高額な家の修理代を請求された。
- ▶ 住めなくなった部屋の家賃を請求された。

不審に思ったことがありましたら警察に電話をかけるなどして、地域で防犯につとめましょう。



## 悪質商法について

▶「復興関連企業への投資」、「放射性物質の除去効果」、「生活費の支援」や「住宅の補修」などをかたつた、悪質商法にご注意ください。

東日本大震災や原子力発電所事故に便乗し、

「値上がり確実」「必ずもうかる」などと言って投資や出資を勧誘する利殖勧誘商法、点検に来たと言って来訪し、嘘を言って商品やサービスを契約させる点検商法や、役所から来たふりをして物を売りつけるかたり商法といった悪質商法が横行しています。

具体的には、「行政からの補助をかたって太陽光発電システムを訪問販売する」「当面の生活費を借りるために返済保証金を入金したが貸し出しがおこなわれない」などさまざまなものがあります。

少しでも不審に思った場合には、すぐに契約をせずに、警察総合相談電話「#9110」または「震災に関する悪質商法110番(独)国民生活センター」までご相談ください。

警察総合相談電話 **#9110** (有料)

※携帯電話からもご利用いただけます。



震災に関する悪質商法110番

**0120-214-888** (無料)

対象地域: 岩手県、宮城県、福島県、茨城県【県外避難者含む】

(毎日10:00 ~ 16:00 土日祝日含む)

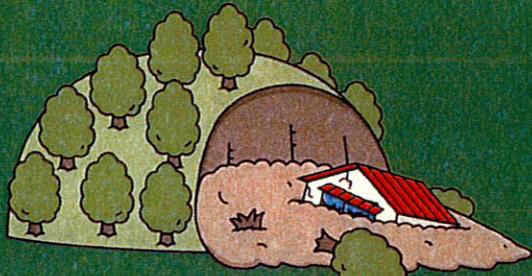




政府からのお知らせ

台風や長雨の際は、

# 土砂災害に 注意してください



- 東日本大震災により、地盤が弱くなり、土砂災害がおこりやすくなっています。
- 台風、長雨による土砂災害の被害を受けないようしっかり備えましょう。

チェック

## 土砂災害に備えて家庭や地域でできること

- ▶ 住んでいる場所が土砂災害危険箇所かどうか確認する。
- ▶ 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する。
- ▶ 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する。

土砂崩れの恐れのある場所や避難場所について事前に確認しましょう。

## 土砂災害から身をまもるために

土砂災害は、予測の難しい災害ですが、発生する場所や時間はある程度特定することが出来ます。ここでは、土砂災害から身をまもるために最低限知っておくべき3つのことについてお知らせします。

### ▶ 住んでいる場所が、土砂災害危険箇所かどうか確認する

土砂災害発生のおそれのある地区を「土砂災害危険箇所」としています\*。自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうかは、市町村役場にお問い合わせください。

\*ただし、土砂災害危険箇所でなくても、付近に「がけ地」や「小さな沢」などがあれば注意してください。

### ▶ 雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意する

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時には「土砂災害警戒情報」が発表されています。雨が降り出したら、土砂災害警戒情報に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>)や各都道府県の砂防課などのホームページで確認できます。

宮城県([http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/mail/DoshaMail\\_pc.htm](http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/mail/DoshaMail_pc.htm))

岩手県(<http://www.jma-net.go.jp/morioka/jichimail.htm>)

においては、携帯電話等に自動的に土砂災害警戒情報を教えてくれるサービスもありますのでご活用ください。

### ▶ 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

がけ下や溪流沿いなどに住んでいる方は、土砂災害警戒情報が出たら早めに近くの避難所などの安全な場所に避難しましょう。

また、土砂災害の多くは木造一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家中より安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階)に避難しましょう。

政府からのお知らせ

これからがシーズンです

# 大雨や台風に備えましょう



- 台風情報や警報・注意報などに気をつけましょう。

チェック

大雨や台風に備え下記の項目をチェック☑しましょう

▶ 次の6点セットは用意できていますか？

- |                               |                                 |   |
|-------------------------------|---------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 携帯用ラジオ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯・ラジオの予備の電池 |
| <input type="checkbox"/> 救急薬品 | <input type="checkbox"/> 非常用食品  | <input type="checkbox"/> 飲料水            |

▶ あらかじめ避難場所を確認しておきましょう

避難場所：

また、避難経路は確認しましたか？



## 大雨・台風が近づいたら

- 情報をこまめに確認しましょう（テレビ、ラジオ等）
- 自治体から出される避難情報に注意しましょう。  
雨風が強いと外の音が聞き取りにくいですが、自治体職員等が、屋外拡声器や広報車等を通じて皆さんに避難情報を伝えしようと頑張っているかもしれません。

### ▶家の中の備え

- 窓や雨戸はしっかりと閉める。
- 万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやすだれ、ブラインドなどをおろしておく。可能であれば飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼る。
- 断水に備えて浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。
- 避難などに備えて整理をしておくとよいもの

#### 6点セット

- 懐中電灯  携帯用ラジオ  懐中電灯・ラジオの予備の電池
- 救急薬品  非常用食品  飲料水

※普段から用意しておきましょう。

#### その他

- 衣類  貴重品  お金  日用品

### ▶家の外の備え

- 風で飛ばされそうな物は飛ばないよう固定したり、家の中へ格納する。
- 側溝や排水溝は大雨や台風が来る前に、掃除をして水はけを良くしておく。

### 大切なこと

みんなで助け合いましょう。

特に、お年寄りや子供、病人、障がいのある人は早めの避難が必要です。  
隣近所で避難のサポートをしましょう。

仮設住宅等における  
介護等のサポート拠点の手引き  
〈概要版〉

厚生労働省老健局振興課  
平成 23 年 6 月

仮設住宅等において高齢者等が安心して生活できるよう支援するためには、相談や介護、生活支援等のサービスを適切に提供する体制を確保することが極めて重要となります。

このような課題に対して、仮設住宅やその周辺地域も含め、高齢者等に対する総合相談、デイサービス等の居住サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する拠点が「介護等のサポート拠点」です。

## 目 次

1. 「仮設住宅等における介護等のサポート拠点」の設置・運営について	1
2. 介護等のサポート拠点の概念図	3
3. 介護等のサポート拠点の参考例	4
4. 仮設住宅等における介護等のサポート拠点の整備	5
5. 介護等のサポート拠点の設置に際して活用可能な財源について	6
6. 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）の概要	7
7. 参考	
① 介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助	9
② 雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用機会の創出	10
③ 重点分野雇用創出事業	11
④ 被災された高齢者の皆様へ（パンフレット）	12
⑤ 被災地において介護保険サービスを提供している事業者の皆様へ （パンフレット）	14
問い合わせ先	15

# 「仮設住宅等における介護等のサポート拠点」の設置・運営について

## 1. 機能

介護等のサポート拠点における機能として、①総合相談機能②地域交流③デイサービス④居宅サービス等⑤配食サービス等の生活支援を掲げています。

これに関わらず、介護等のサポート拠点には、都道府県や市町村の創意工夫により、地域の実情に応じた、要介護高齢者や障害者（児）等の安心した生活の支援に資する様々な機能を位置づけることが可能です。

## 2. 費用

### (1) 建物

仮設住宅の集会室として整備する場合には、災害救助費の活用が可能です。

この他、

- 新たなプレハブ拠点の設置
- 近隣の賃貸スペースの活用

などの場合には、地域支え合い体制づくり事業<sup>\*1</sup>の活用が可能です。

この場合には、新たにプレハブを設置する費用（設備工事費を含む）についても地域支え合い体制づくり事業の対象となります。（※プレハブ以外の一般的な建物の建設は対象外。）

### (2) 備品・設備

地域支え合い体制づくり事業において、備品（OA機器や緊急通報装置等の事業の実施に要する機器、事務用品の購入、自動車のリース等）や、初度設備（デイサービスを行う場合の高齢者向けの浴室や厨房等の設置）に係る費用が対象となります。

また、介護保険法や障害者自立支援法に基づく指定事業所として設置する場合には、介護施設等復旧支援事業費等補助金の活用が可能です。

### (3) 運営費（人件費）

地域支え合い体制づくり事業において、専門職種（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等）の賃金、旅費の他、事業の実施に必要な消耗品費、通信運搬費等が対象となります。

また、都道府県や市町村が非常勤職員として雇用する場合や事業の一般職員（事務職員や送迎の運転手等）については、雇用創出基金事業<sup>\*2</sup>の活用が可能です。

このほか、介護保険法や障害者自立支援法に基づく指定事業所として設置する場合には、介護報酬や自立支援給付を受けて運営することも可能です。

\*1 地域支え合い体制づくり事業については、7頁を参照

\*2 雇用創出基金事業については、10頁を参照

### **3 運営主体**

運営主体は、自治体が自ら実施するほか、委託や民間団体への助成によることも可能です。

民間団体には、社会福祉協議会、営利法人、N P O 法人の他、ボランティア団体、住民自治会等も可能です。運営にあたっては、被災地の復興に資するため、地元の法人や人材の活用などについても検討して下さい。

### **4 介護等のサポート拠点の機能**

介護等サポート拠点は、地域の実情に応じて、様々な機能を組み合わせることが可能です。

①総合相談（L S A（生活援助員）、心のケア等）

（参考）L S Aの行うサービスの内容

- ・ 生活指導・相談
- ・ 安否の確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急時の対応
- ・ 関係機関等との連絡
- ・ その他日常生活上必要な援助

②デイサービス

③訪問サービス（訪問介護、訪問看護等）

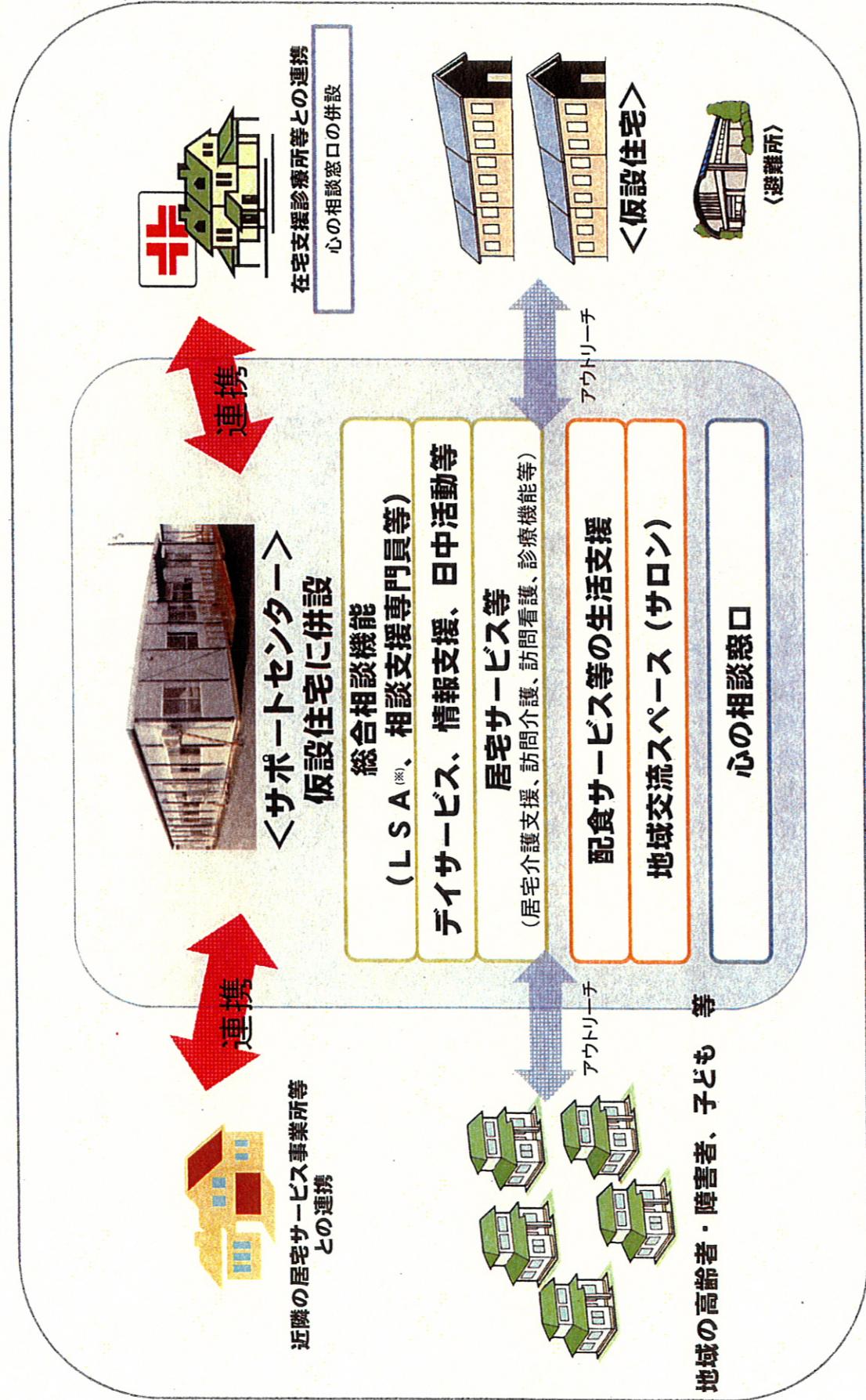
④地域交流サロン

⑤配食サービス

⑥被災地域における家族介護者支援やボランティア活動の拠点

⑦その他要介護高齢者・障害者(児)等の安心した生活の支援に資する機能

# 仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)



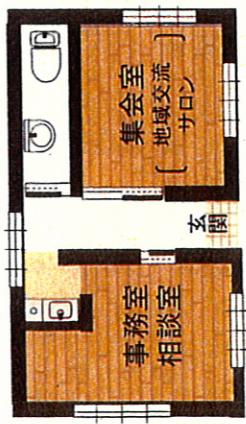
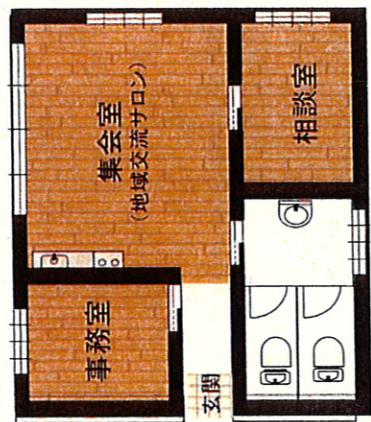
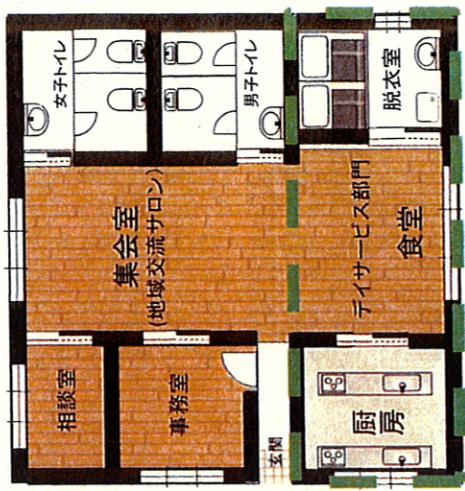
# 介護等のサポート拠点の参考例

## ○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン

[事例2] 中規模サポート拠点(100m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン

[事例3] 総合的複合拠点(300m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン + デイサービス



主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイ レ、調理機器(簡易)
主な職員	・相談職員(LSA等) 1名 ・介護職員 2名 ・事務員 1名
主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイ レ、給湯室
主な職員	・相談職員(LSA等) 1名 ・介護職員 2名 ・事務員 1名
主な機能	・総合相談 ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等) の拠点 ・デイサービス(食事・入浴) ・地域交流サロン
主な設備	事務室、相談室、ティ ル、トイレ(男女別)、浴室、 集会室、厨房設備
主な職員	・介護・看護職員 3名(ディイ) ・相談職員(LSA、相談支援専 門員等) 1名 ・調理員 2名 ・事務員 1名

# 仮設住宅等における介護等のサポート拠点の整備

趣旨	仮設住宅や避難所における要介護高齢者や障害者(児)等の安心した日常生活を支援
設置主体	○ 県、市町村、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、営利法人、ボランティア団体等 ※自治体直営の他、各団体への委託又は助成(各団体の直営)も可
設置方法	(設置方法の例) ○ 仮設住宅の集会室を活用 ○ 仮設住宅に併せて、相談室、デイサービス等のスペースを整備 ○ 仮設住宅の近隣に、別途、プレハブ等を設置 ○ 仮設住宅の近隣の賃貸スペースを活用 等
基準等	○ 人員体制、面積等については、高齢者、障害者(児)等の処遇に影響がないよう配慮 ○ 指定基準を満たせば、介護保険制度及び障害者自立支援法に基づく自立支援給付の活用が可能 ○ 高齢者や障害者(児)のほか、児童等の利用も可能 ○ 相談室と相談員の配置のみの小規模な拠点の設置も可能
費用	《仮設建物》 ○ 仮設住宅に付設する場合は、原則として、災害救助費も活用(プレハブ等の設置や賃貸スペースの活用) ○ その他、地域支え合い体制づくり事業による拠点整備も活用 《設備費》 ○ 地域支え合い体制づくり事業 ○ 介護施設等復旧支援事業費等補助金、社会福祉施設等設備災害復旧等事業費補助金 《運営費》 ○ 地域支え合い体制づくり事業(専門職種による相談、生活援助等) ○ 介護報酬(デイサービス等を介護保険法に基づく指定事業所として事業を実施する場合) ○ 自立支援給付(日中活動系サービスを障害者自立支援法に基づく指定事業所として事業を実施する場合) ○ 雇用創出基金事業(介護等の専門職種以外)

※「地域支え合い体制づくり事業」については、第一次補正予算により、介護支援体制緊急整備等臨時特例基金に積み増し  
(約70億円)

# 介護等のサポート拠点の設置に際して活用可能な財源について

## ○ 機能、財源、運営主体等

\* 「復旧支援補助金」：介護施設等復旧支援事業費等補助金、社会福祉施設等設備災害復旧等事業費補助金  
 \* 「地域支え合い基金」：介護基盤緊急整備等臨時特例基金(地域支え合い体制づくり事業分)

運営主体	活用可能な財源		
	建物	備品、設備	運営費(人件費)
・総合相談機能 (LSAの配置等) ※専門相談やサービス、心の相談等へのつなぎ	地域支え合い基金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注1)
・地域交流(集会室)	災害救助費 又は 地域支え合い基金 等	介護報酬 自立支援給付 又は 地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)	介護報酬 自立支援給付 又は 地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注1)
・デイサービス (障害福祉における日中活動系サービスを含む)	※ 仮設住宅の集会室 の一部を活用	復旧支援補助金 (注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)
・居宅サービス等 ※居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、 小規模多機能型居宅介護等	配食サービス等の生活支援活動の拠点 ※緊急通報受信拠点を含む	(注1)	地域支え合い基金 又は 雇用創出基金事業 (注2)

(注1) (高齢者等向けの)浴室や機能訓練設備等の事業に必要な設備の他、OA機器、事務用品、自動車等(いざれもリースによる調達を想定)  
 (注2) 介護保険法に基づく指定事業所として実施する場合には介護報酬、障害者自立支援法に基づく指定事業所として実施する場合は自立支援給付、それ以外の方法により実施する場合には職種に応じて、地域支え合い体制づくり事業(専門職種)又は雇用創出基金事業(一般雇用)を活用。また、介護報酬・自立支援給付と基金の双方を活用する場合もある。

## ○ 利用者

要介護高齢者、一般の高齢者、障害者(児)、子ども等 (※仮設住宅以外の近隣の高齢者等を含む)

# 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援）

平成23年度第一次補正予算 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

## 【事業内容（例）】

### 1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

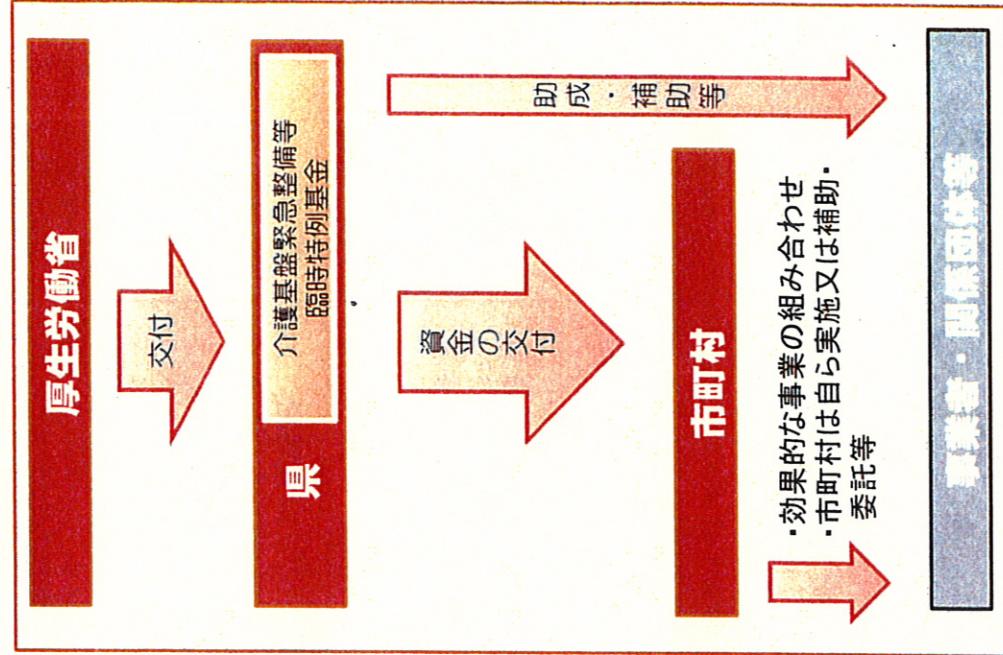
- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援や情報支援
- ・ 避難所等の専門職種の者による生活支援や情報収集
- ・ 避難所等ににおいて特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための専門医や介護福祉士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をシヨートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う事業
- ・ 障害者グループホーム、ケアホームなどの連絡調整
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業
- 【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

### 2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニケーションの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備する事業
- 【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

＜参考＞事業実施までの流れ



# 参考

# 介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護サービス事業所・施設等の復旧支援事業)

東日本大震災における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス事業者に対し、  
東事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約  
料等）に関する国庫補助事業を新たに創設し、復旧支援を行う。

1. 所要額 6,794,500千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
3. 補助率 定額補助  
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した  
介護保険サービス事業所・施設を  
有する事業者
5. 補助対象となる経費の例  
・ 事業所の車両（訪問、送迎等用）  
・ 事務用品（パソコン、デスク等）  
・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料  
・ その他事業再開に必要な初年度経費

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、養護老人介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円／事業所
通所介護	800万円／事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所

【予算科目】  
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護施設等復旧支援事業費等補助金

# 雇用創出基金事業の活用による被災者の雇用の創出

## 対策の趣旨

- ◆ 東日本大震災などにより仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するため、雇用創出のための基金事業の要件緩和し、積極的に活用する。

## 1. 重点分野雇用創造事業の要件緩和(全国の交付額:3,500億円)

- ◆ 対象分野に「震災対応分野」を追加。

※現行の対象分野:介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、都道府県が設定する4分野

- ◆ 「震災対応分野」で実施する事業は、被災者を雇用。

※9県(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉)の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。

- ◆ 都道府県又は市町村の臨時職員として雇用し、以下のような事業を実施することが可能。(企業、NPO等への委託による実施も可能。)

- 避難所において、子どもの一時預かりや高齢者の見守りを行う事業
- 避難所や被災地域の治安確保のためのパトロールを行う事業
- がれきや漂流物の仕分け・片付け、高齢者宅の片付け支援を行う事業
- 被災地の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業

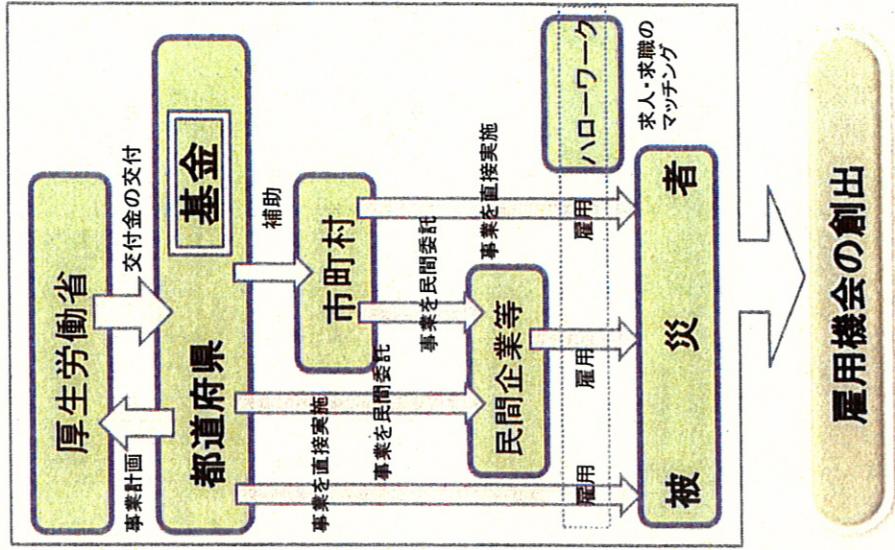
- ◆ 現行「1年以内。更新不可」の雇用期間について、更新を可能とするところに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

## 2. 緊急雇用創出事業の要件緩和(全国の交付額:4,500億円)

- ◆ 「震災対応分野」と同様の事業を実施することが可能。

- ◆ 現行「6月以内。1回更新可」の雇用期間について、複数回更新を可能とするとともに、既に通算1年雇用されたことがある方も再度の雇用を可能とする。

## 《事業スキーム》



## 雇用機会の創出

※基金事業：離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が交付する交付金を財源として、各都道府県に基金を造成。

都道府県及び市町村はこの基金を活用し、雇用の場を創る事業を実施。平成23年度まで実施。

# 重点分野雇用創造事業

## 概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源にし、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

## ☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれら の成長分野を支える基盤としての教育・研究分野・研修事業が該当する事業が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野として二年以内。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1／2以上。

## ☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1／2以上。
- 研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。

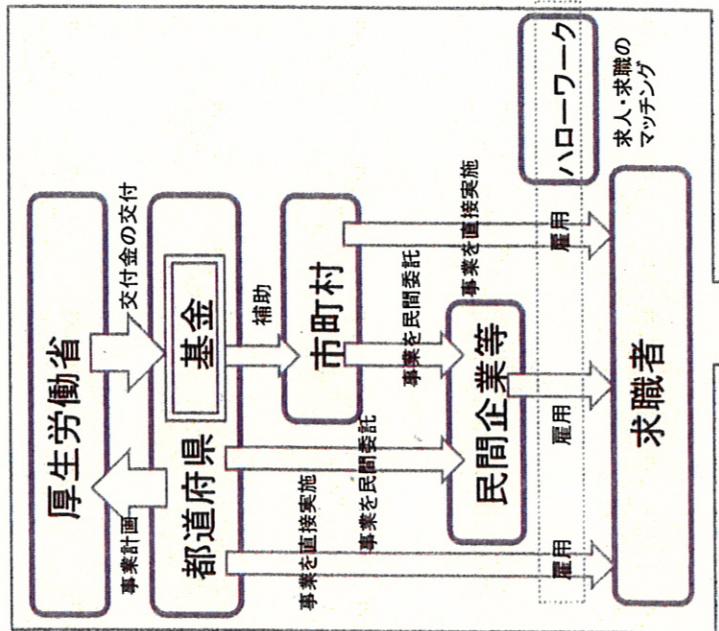
## 【事業の規模】

3,500億円

(21年度2次補正 1,500億円  
22年度予備費 1,000億円  
22年度補正予算 1,000億円)

## 【対象期間】

平成23年度末まで  
(一部24年度まで継続)



雇用機会の創出

被災された高齢者の皆様へ

## 避難先などでも 必要な介護保険サービスの利用が可能です

被災された高齢者の皆様に、必要な介護保険サービスを提供するため、利用料の減免や避難先でもサービスの利用を可能とするなど、多くの対応が行われています。

このたび、被災された方の避難先などの介護サービスの利用方法について、一問一答形式で取りまとめましたので、ご参考にしてください。

### Q1. 介護サービス利用時には、どこに相談するのでしょうか？

A 市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談いただき、ケアマネジャーの紹介や、介護サービスの利用についてのアドバイスを受けてください。

### Q2. 避難所にもホームヘルパーに来てもらえますか？

A 避難所でも、ご自宅同様にホームヘルプを受けることは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルでも同様です。

### Q3. 避難所にいてもデイサービスを利用できますか？

A 避難所からでも、デイサービスを利用することは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルからでも利用できます。

### Q4. 被保険者証が見つかりません。

A 被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

**Q5. 被災により介護が必要になりました。要介護認定を受けているのですが、どうすればよいのですか。**

A できるだけ早く要介護認定の申請を行ってください。なお、要介護認定の申請前に受けたサービスについても、特例的に介護サービスとして利用が可能となる場合があります。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

**Q6. 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。**

A 被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

**Q7. 被災地から他の市区町村に避難しました。介護サービスを利用できますか。**

A 住民票の異動を行わなくても、避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプなどの介護サービス利用ができます。まずは避難先の市区町村や地域包括支援センターにご相談ください。

**Q8. 使っていた杖や車いすがなくなってしまいました。**

A 杖や車いすをなくされた方は、もう一度レンタルをすることができますので、お早めにケアマネジャーや福祉用具レンタル業者にご相談ください。

**生活機能の低下に注意しましょう！**

避難所での生活は動き回ることが不自由になります。このように生活が不活発な状態が続くと、生活機能が低下することがあります。

避難所で生活している方は、できるだけ次のポイントに気をつけて、生活機能の低下の予防をこころがけてください。

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう
- 動きやすいよう身の回りを片付けておきましょう
- 歩きにくくなても杖などで工夫をしましょう
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう

## **被災地において介護保険サービスを提供している 事業者の皆様へ**

被災された高齢者等の方々に対して、避難所等において必要な介護保険サービスを提供するため、人員基準や介護報酬等の取扱いについて、以下のとおり柔軟な取扱いが可能となっておりますので、ご参考にしてください。

### **避難所等においても介護保険サービスの提供が可能です**

- 避難所等において生活している高齢者等に対して、ホームヘルプやデイサービス等の介護サービスを提供した場合、介護報酬の算定が可能です。その場合は、できる限りケアプランに沿って介護サービスの提供を行ってください。
- 事業所が被災し、仮設の建物等においてサービスを提供する場合や、職員及び利用者が避難所に避難し、その場でサービスを提供する場合、これまでのサービスとの継続性が認められれば、介護報酬の算定が可能です。
- 要介護認定申請中の方について、暫定ケアプランに基づき提供された介護サービスも保険給付の対象となります。また、当該暫定ケアプランの作成に係る費用も居宅介護支援費の対象となります。

### **介護報酬・人員基準等について柔軟な取扱いが可能です**

- 震災に伴い、利用定員が超過した場合、一時的に人員基準をやむを得ず満たさなくなった場合も、減額を行わないことを可能としています。また、加算要件についても同様です。
- 震災によりやむを得ず一時的にケアマネジャー1人当たりの担当件数が40件を超えた場合や運営基準を満たさなくなった場合も、減算を行わないことを可能としています。また、特定事業所集中減算や特定事業所加算の要件についても同様です。

## **利用料免除の方に対する介護報酬は10割を請求ください**

- 被災された方で生活にお困りの方から申し立てを受けて、利用料を免除した市町村に対しては、その免除分について国から財政支援を行います。利用料の免除の対象となっている方の介護報酬については、10割分を請求してください。
- 利用料の免除の対象となる方については、市町村にお問い合わせください。

## **その他、以下の点についてご留意ください**

- 被保険者証を紛失した、また自宅に保管してあるが取りに戻すことができない等により、被保険者証を所持していない利用者の場合でも、氏名・住所・生年月日を聞き取りの上、介護サービスを提供くださいますようお願いいたします。
- 地域密着型サービス事業所において、他市町村である被災地の利用者を受け入れる場合も、柔軟な取扱いを可能としていますので、詳細は市町村にご相談ください。
- 平成23年3月及び4月サービス提供分にかかる介護報酬等の請求に際して、①震災により被災前のデータを滅失した場合や②やむを得ない事情により通常の請求が困難となった場合には、国民健康保険団体連合会に届け出ることにより、概算による請求が可能ですので、詳細は市町村にご相談ください。
- その他ご不明な点がございましたら市町村にご相談ください。

**被災した在宅介護事業所が事業を復旧・再開できるよう、訪問車・送迎車やパソコン等の事務用品の購入費用等を補助することとしていますので、県や市町村にご相談ください。**

各内容の詳細についてはこちら ↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000178dn.html>

厚 生 労 働 省

## 介護等のサポート拠点及び関連する事業の問い合わせ先

### ○ 介護等のサポート拠点について（総論・地域支え合い体制づくり事業）

老健局振興課	課長補佐 山本 (3931)	TEL 03-5253-1111(代表) 03-3595-2889(夜間) FAX 03-3503-7894
	課長補佐 菊池 (3932)	
	課長補佐 井上 (3984)	
	係 長 三森 (3983)	
	係 長 渡辺 (3985)	

### ○ その他、介護等のサポート拠点の運営にあたり活用することが出来ると考えられる事業に係る所管課及び連絡先

厚生労働省 TEL 03-5253-1111 (代表)

	補助事業	所管課（内線）
全般	災害救助費	社会・援護局 災害救助・救援対策室 (2819)
介護	介護施設等復旧支援事業費等補助金	老健局振興課 (3983)
障害	地域生活支援事業	障害保健福祉部 自立支援振興室 (3075)
	地域移行のための安心生活支援事業	障害保健福祉部 地域移行・障害児支援室 (3045)
	相談支援・充実強化事業	障害保健福祉部 地域移行・障害児支援室 (3149)
医療	被災者の診療確保事業	医政局指導課 (2550) 医政局歯科保健課 (2583) 医薬局総務課 (2710)
雇用	緊急雇用創出事業 重点分野雇用創出事業	職業安定局地域雇用対策室 (5845)

# 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ1（第1段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1段階とりまとめ）

## 1. 基本的対処方針

- ① 復旧事業などによる被災した方々への就労機会の創出、被災地企業、資材の活用
- ② 被災した方々や地元の意向を十分踏まえつつ、希望する被災者が被災地以外の地域に就労可能にしていくことなどにより、被災した方々のしごと暮らしを、いわば日本中が一つとなつて支えていく。

## 2. 当面の緊急総合対策

### 復旧事業等による確実な雇用創出

○復旧事業の推進  
・インフラ復旧、がれきの撤去、仮設住宅の建設  
被災住宅の補修・再建

### ○重点分野雇用創造事業と緊急雇用創出事業の拡充

・「震災対応分野」を重点分野雇用創造事業の対象に追加  
・雇用期間の1年の制限を廃止

### ○地元優先雇用への取組

・当面の復旧事業における地域の建設企業の受注確保を推進  
・ハローワークへの復旧事業の求人提出を民間事業者に要請  
・被災離職者を対象にした雇入れ助成金によるインセンティブ付与

### 被災した方々としごととのマッチング体制の構築

#### (1) 被災地におけるマッチング機能強化

○「日本はひとつ」と協議会の創設  
都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体による協議会を都道府県単位で設置

#### ○「日本はひとつ」ハローワーク機能の拡大

・避難所へのきめ細かな出張相談  
・農林漁業者、自営業者に対する支援  
・職業訓練の機動的な拡充・実施

#### ○被災地域の就労支援等

・被災者向けの合同企業説明会の開催  
・業界団体等に要請し、被災者の受入に積極的な企業を発掘

#### ○「日本はひとつ」ハローワーク機能強化

・住居の確保・地元生活情報の提供  
・農林漁業者、自営業者などの就業機会の確保

### 被災した方々の雇用の維持・確保

#### ○雇用調整助成金の拡充

・5県の特例をさらに必要な地域に拡大  
・被災地の事業所等との取引関係が緊密な被災地外の事業所等に新たに特例措置

#### ○中小企業者等の経営再建支援

○新卒者の内定取消しの防止等  
・被災新卒者内定取消し防止作戦の実施  
・奨励金の拡充による被災学生などへの就職支援  
・重点分野雇用創造事業等を活用した自治体による雇用

#### ○解雇・雇止め・派遣切りへの対応

## 3. 効果的な広報による被災者の方々への確実な周知

# 「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2（第2段階）

～日本中が一つとなって、あなたのしごと暮らしを支えます～（被災者等就労支援・雇用創出推進会議第2段階とりまとめ）

## 補正予算・法律改正等による総合対策

復旧事業等による確実な  
雇用創出  
(2兆5,440億円)  
雇用創出効果 20万人

被災した方々の新たな就職に  
向けた支援  
(158億円)  
雇用下支え効果 6万人

被災した方々の雇用の維持・生活  
の安定  
(1兆7,369億円)  
雇用下支え効果 43万人

平成23年4月27日



日本語  
日本語  
日本語

### ○復旧事業の推進

- ・公共土木施設等（河川、海岸、道路、港湾、下水道等）、空港、公営住宅、水道、工業用水道、廃棄物処理施設等の災害復旧
- ・災害公営住宅等の整備・公共土木施設等の修理工事
- ・農地・農業用施設、海岸林・林地、漁港・漁船・養殖施設等の復旧支援
- ・医療、介護、児童、障害等施設、職業能力開発施設等の災害復旧
- ・学校施設等の行政機能の応急の復旧
- ・市町村の消防施設等の復旧
- ・仮設住宅の建設等
- ・災害廃棄物（がれき等）の処理

### ○被災した方を雇い入れる企業への助成

- ・被災した離職者等の雇入れに係る助成金（被災者雇用開発助成金）の創設
- 職業訓練の拡充
  - ・建設関連分野をはじめとした公共職業訓練を拡充
  - ・学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除
- 復旧工事災害防止対策の徹底
  - ・避難所への出張相談と被災者のニーズに応じた求人開拓
  - ・ハローワークの出張職業相談の強化、求人開拓推進員の増員
- 広域に就職活動を行う方への支援
  - ・被災地以外での面接費用や転居費用の予算を増額
- 被災地における新規卒業者等への就職支援

### ○被災した方々の新たな就職に向けた支援

- ・特例対象期間（1年間）中に開始した休業を最大300日間助成金の対象
- ・暫定措置（被保険者期間6か月未満の方を対象）を延長
- 各種保険料等の免除等
  - ・医療保険、介護保険、労働保険、厚生年金保険等の保険料等の免除等
- 中小企業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等の経営再建支援
- 雇用保険の延長給付の拡充
  - ・雇用保険の給付日数を、現行の個別延長給付（60日）に加え、更に延長
- 未払賃金立替払の請求促進・迅速な支払
  - ・予算の増額、申請手続きの簡略化

フェーズ2の雇用創出・雇用の下支え効果  
総額 4兆2,966億円

雇用創出効果 20万人程度  
雇用の下支え効果 150万人強

# 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災対応事業）

## 主旨

- 今般の東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に、多くの方がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされていることから、被災された方々の雇用の場を早急に確保することが重要な課題となっている。
- このため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施する。

## 震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して(23年度補正予算:500億円)拡充し、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。

### 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。

### 【事業例】

- ・ 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
- ・ 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- ・ 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
- ・ 農水産物や観光地のPR事業

### ◆ 対象者

- 被災求職者（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。）

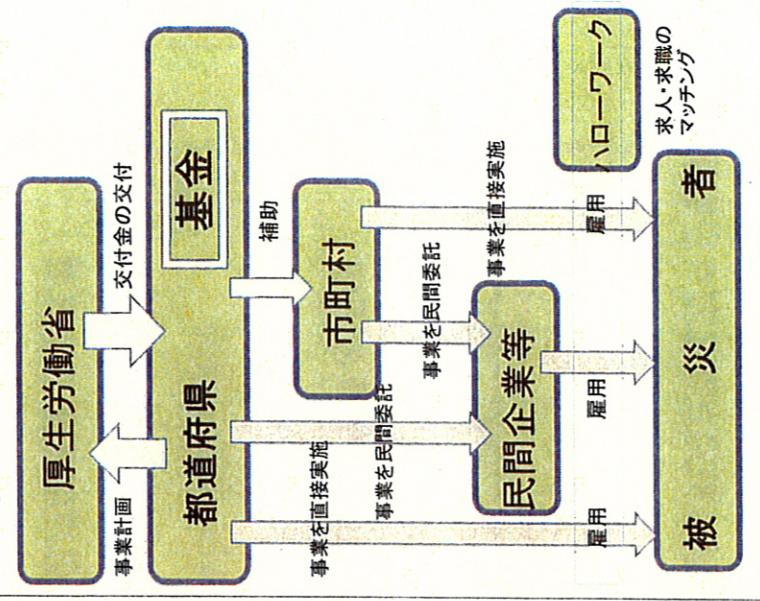
### ◆ 実施要件

- 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
- 事業費に占める新規に雇用される被災求職者的人件費割合は1／2以上。

※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能。

- 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創出事業ともに複数回更新可とする。

## 《事業スキーム》



## 雇用機会の創出

# 雇用創出基金事業を活用した「震災対応」事業例

国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」で、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加するなどの実施要件が緩和されました(4月5日)。このため、自治体が直接、あるいは企業やNPO、商工会、農協、漁協等に委託することにより、被災された方々を雇用し、例えば以下のような業務に携わって頂くことができますので、積極的に活用下さい。

## 避難所・仮設住宅などでの活用

### ○ 被災者自身による避難所等の運営

- ▶ 飲食の配膳、清掃
- ▶ 食料・資材の調達・運搬

### ○ 避難所・仮設住宅などでの安全安心の確保

- ▶ 安全パトロール
- ▶ 高齢者・障害者の見守り
- ▶ 子どもの一時預かり、学習支援
- ▶ 仮設診療所の設置
- ▶ 保健指導、心のケア

### ○ その他

- ▶ 運行バスの運転(学校等の送迎)
- ▶ 仮設住宅等への入居に関する事務補助

## 行政事務での活用

### ○ 増加した行政事務の補助

- ▶ 住民票等受付・発行
- ▶ 電話交換業務
- ▶ 来庁者の窓口案内、整理・誘導

### ○ 震災に対応した行政事務の補助

- ▶ 緊急金給付事務補助
- ▶ 支援物資の仕分け・梱包・配達
- ▶ 避難所等の巡回相談
- ▶ 避難所等のニーズ調査・把握
- ▶ 避難施設の連絡員
- ▶ 権災証明発行事務補助
- ▶ 仮設住宅等への配食サービス
- ▶ 高齢者への買い物、通院の付き添いサービス

## 復旧・復興事業での活用

### ○ 当面の復旧に関する事業

- ▶ がれきの片付け
- ▶ 流出した漁具の回収
- ▶ 高齢者の住宅の片付け
- ▶ 観光施設の清掃
- ▶ 公園等施設の清掃

### ○ 復興に向けたの事業

- ▶ 街角の花壇づくり
- ▶ 農水産物の復興PR
- ▶ コミュニティビジネス支援
- ▶ 観光地のPR、観光ガイド
- ▶ 病院、商店等のマップ作成
- ▶ 高齢者宅への配食サービス
- ▶ 高齢者への買い物、通院の付き添いサービス

提出日：20011年6月19日

団体名： 東日本大震災支援今治	活動エリア ①事務所所在地 <sup>i</sup> （愛媛県今治市中寺） ②活動地域 <sup>ii</sup> （被災地三県）
代表者名： 出口 侑親	連絡先メールアドレス： Imabari-honbu@ezweb.ne.jp
種別：※いづれかに○を ① 要望 <sup>iii</sup> （要望先省庁・組織名 内閣府ボランティア連携室 JCN） ② 協力呼びかけ <sup>iv</sup> （呼びかけたい対象： ） ③ 情報共有 <sup>v</sup> （呼びかけたい対象： ） ④その他提案等（提案先 原発関連省庁）	
要望内容、呼びかけ内容 <sup>vi</sup> 等： <p>○ 災害車両派遣等従事車両証明の発行基準を各行政で統一して欲しい。</p> <p>基準が厳し過ぎるからボランティアの数も減ります。今治市の危機管理課では宮城県の総務部消防課産業保安班の資料を基準にしています。</p> <p>広域で、人が足りないところを探して動く広域ボランティアにはこの基準はクリア出来ません。毎回申請しくなくても良い車両証明の発行を省庁でご検討頂きたい。</p> <p>○ この会議での要望提案書の回答をHP等に記載して欲しい。</p> <p>これまでの要望提案書が、どういう回答だったのか気になります。判らないと同じ質問をしてしまいます、</p> <p>○ ペット支援からのお願い</p> <p>20キロ圏内の動物（犬等）が野生化してきています。その動物たちがずっと、20キロ圏内に留まっているとは限りません。季節柄、食べ物が腐敗する為にエサを置ことは出来ません。<u>1週間という期間限定で、放射能対策（防護服・防塵マスク・ガイガーカウンター等）の用意が出来るペットボランティアを20キロ圏内に入れる様、早急に対策をお願いします。</u></p> <p>そして、前回に引き続き保護されたペットの受け入れ施設・ペ</p>	

ットシェルターのご検討をお願いします。

一時預かりのペットの管理者、専門職の方に有償ボランティアをお願いして頂きたい。

○仮設住宅の建設だけでなく、市営住宅・県営住宅の建設もお願いします。

仮住まいではなく、永住できる市営住宅・県営住宅を望む声が被災者の中で多く上げられています

仮設住宅・市営住宅・県営住宅等建設で、被災者がペットを手放さなくてもいいようにペット可の住宅の供給をお願いします。